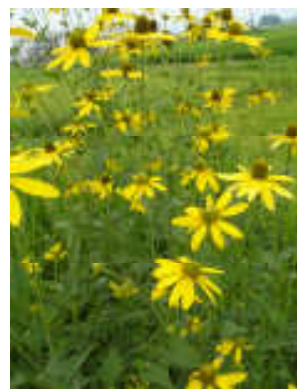


横手市 環境基本計画 (見直し改訂版)

平成23年度～平成27年度

「人と自然にやさしい田園都市 よこて」



平成24年3月
秋田県横手市

目次

第1章 環境基本計画の見直しについて

第1節. 環境基本計画の基本的事項

1 目的と役割	2
2 目指すべき環境像と基本目標	4
3 環境項目と施策の方向性	4
4 計画期間	5
5 推進主体	5
6 推進体制	5

第2節. 見直しの基本的な考え方

1 見直しの背景	6
2 見直しの方針	6
3 横手市総合計画目標値の達成状況	8
4 環境基本計画の振り返り	13

第2章 環境基本計画（見直し改訂版）

第1節. 目指すべき環境像

28

第2節. 環境施策の体系

29

第3節. 環境基本計画（見直し改訂版）の施策

30

基本目標Ⅰ 安全な環境を保ち、快適に生活できるまち

大気環境	30
克雪・親雪・利雪	33
歴史・文化環境	37

基本目標Ⅱ 地球にやさしい、資源の循環社会をめざすまち

1. 廃棄物	40
2. 資源・エネルギー	43
水環境	45

基本目標Ⅲ 命を育む多様な自然の中で、水と緑と人が共生するまち

1. 自然空間の保全と活用	48
2. 自然空間の創出	52
3. 生物の多様性	56

基本目標Ⅳ 市民みんなでつくる、人と環境にやさしいまち

1. 環境教育・環境学習	58
2. 環境保全活動	62
3. 市の率先行動	64

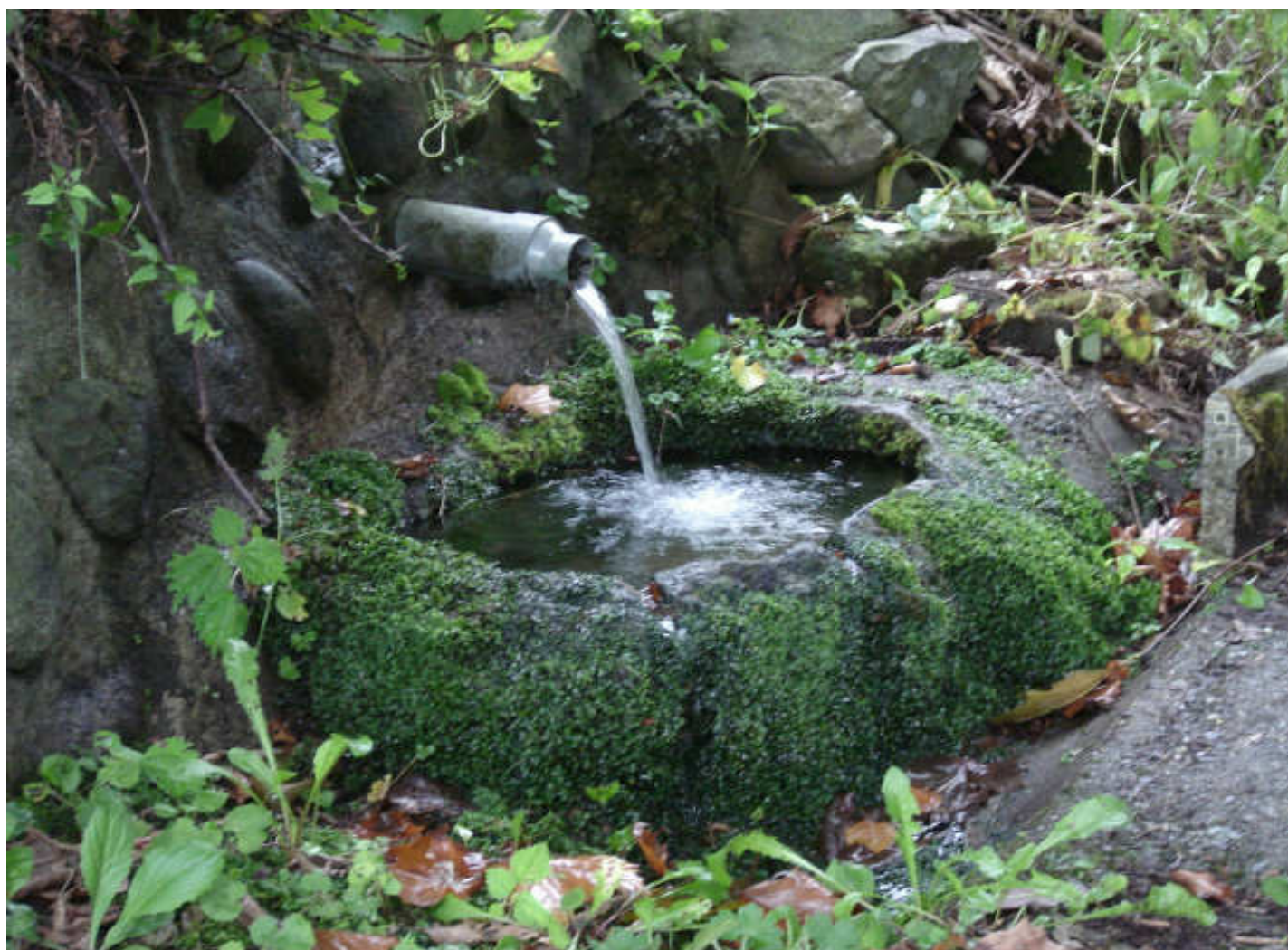
目次

第3章 環境基本計画（見直し改訂版）の推進に向けて

第1節. 市民と行政の役割	68
第2節. 指標一覧	79

資 料

1 用語解説	85
2 横手市環境モニタリング指針	91
3 横手市環境データ一覧	93
4 横手市環境保全条例	118
5 横手市環境保全審議会名簿	125
6 諮 問	126
7 答 申	128



第1章 環境基本計画の見直しについて

- 第1節 環境基本計画の基本的事項
- 第2節 見直しの基本的な考え方

第1章

環境基本計画の見直しについて

第1節 環境基本計画の基本的事項

1 目的と役割

横手市は、平成17年10月に、市民の健康的で文化的な生活に必要な環境を保全するため、環境の保全に関する施策の基本となる理念及び事項を定めた「横手市環境保全条例」を制定しております。

また、この条例の基本理念に基づき、**環境の保全***に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、平成18年3月に「横手市環境基本計画」を策定しました。

横手市環境保全条例では、環境の保全により現在及び将来の市民の福祉の増大を図るため3つの基本理念を掲げております。

また、市の最上位計画である横手市総合計画後期基本計画では、目指すまちの将来像「豊かな自然 豊かな心 夢あふれる田園都市」実現のためのまちづくり基本目標を定めております。その一つが「人にやさしく住みよいまちづくり」であり、市民、事業者及び市が責務と役割を明らかにしながら、環境を保全するための協力と連携の取り組みを進めていくこととしております。

横手市環境保全条例の基本理念

- 1 環境の保全は、市民が健康で快適な生活を営む上で必要となる良好な環境及び自然と人の活動が調和した環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。(第3条第1項)
- 2 環境の保全は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。(同条第2項)
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であり、すべての者がこれを自らの問題としてとらえ、積極的に貢献するようにしなければならない。(同条第3項)

横手市総合計画後期基本計画 環境に関する基本政策(抜すい) (平成23年度～平成27年度)

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| □基本目標1 人にやさしく住みよいまちづくり | □基本目標4 豊かな自然と調和した活力あるまちづくり |
| (1) 自然・歴史的環境の保全と活用 | (1) 活力のある農業の振興 |
| (2) 住宅・住環境の整備 | (2) 経営能力に優れた多様な経営体の育成 |
| (3) 公園・緑地の整備 | (3) 農産物のブランド化と産地づくりの推進 |
| (4) よりよい生活環境へ | (4) 豊かな森林資源の整備と活用促進 |
| (5) 環境保全施策の充実 | (7) 観光の振興 |
| (6) 各拠点地区の整備 | |
| (7) 道路網の整備 | |
| □基本目標2 安心で住みよいまちづくり | □基本目標5 みんなで学びうるおいのあるまちづくり |
| (5) 水害対策の推進 | (2) 生涯学習の推進 |
| (7) 公共交通機関の利便性の向上 | (3) 地域文化の振興 |

第1章

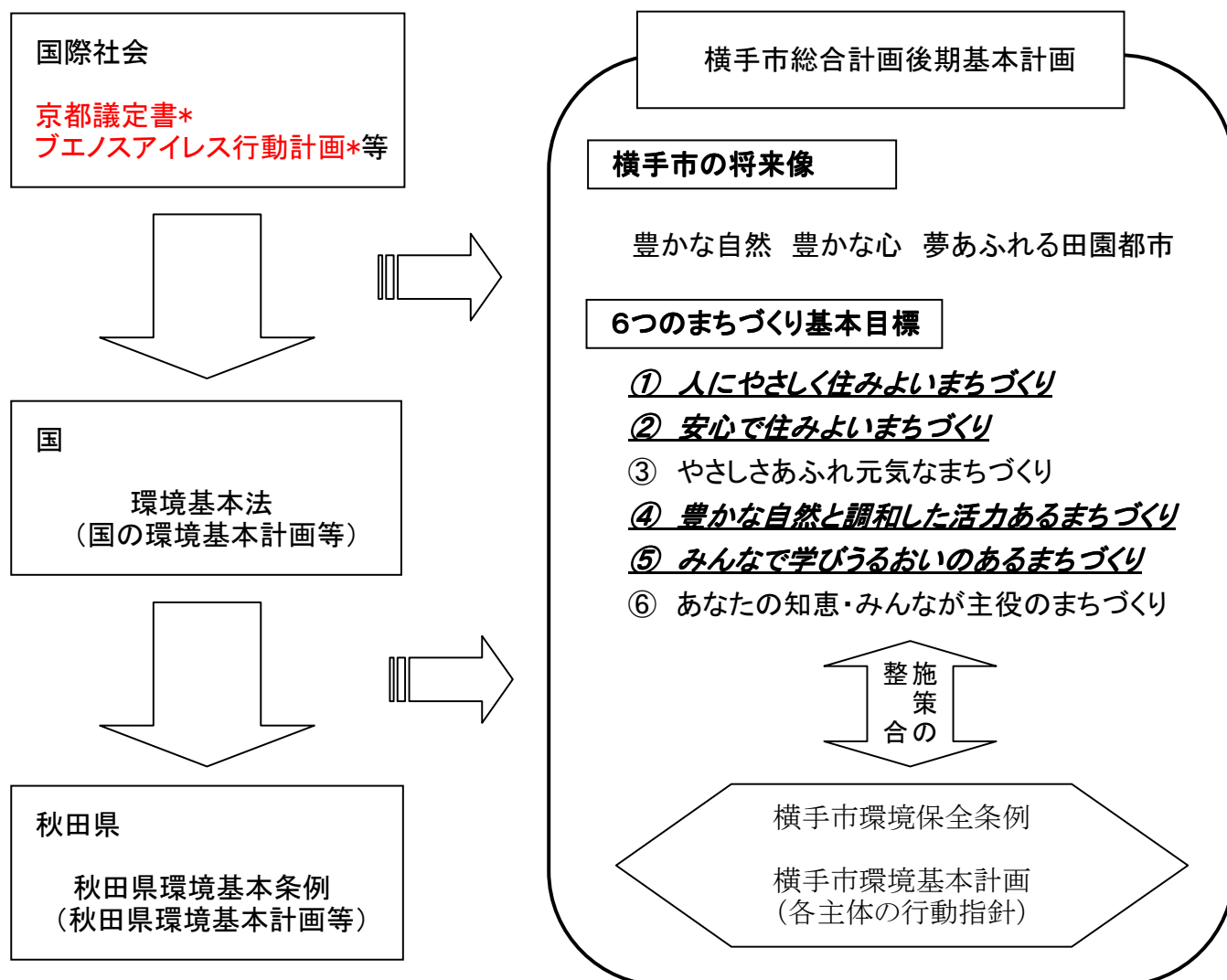
環境基本計画の見直しについて

横手市環境基本計画は、横手市総合計画後期基本計画と施策の整合をはかり、市民、事業者及び市の協働により総合的かつ計画的に環境の保全を推進し、横手市環境保全条例の理念を実現するための役割を担います。

横手市環境基本計画の役割

- ◆ 「横手市総合計画後期基本計画」を環境面から実効性を確保する
- ◆ 環境施策の基本的な考え方を示し、総合的かつ計画的な施策の展開をはかる
- ◆ 目標を設定し、達成状況の把握及び点検を行う
- ◆ 環境保全のために市民、事業者及び市が果たすべき役割を明らかにする

横手市環境基本計画の位置づけ



第1章

環境基本計画の見直しについて

2 目指すべき環境像と基本目標

横手市環境基本計画は、横手市総合計画の基本理念をもとに、次世代に引き継ぐべき「環境像」を「人と自然にやさしい田園都市 よこて」としました。

次世代に引き継ぐ「環境像」を市、事業者、市民の連携・協力によって実現するために、4つの基本となる目標を掲げ、地域環境や地球環境に考慮した社会の実現をめざします。

横手市環境基本計画の基本目標

基本目標Ⅰ 安全な環境を保ち、快適に生活できるまち

基本目標Ⅱ 地球にやさしい、資源の循環社会をめざすまち

基本目標Ⅲ 命を育む多様な自然の中で、水と緑と人が共生するまち

基本目標Ⅳ 市民みんなでつくる、人と環境にやさしいまち

3 環境項目と施策の方向性

環境基本計画（見直し改訂版）の環境項目と施策の方向性は次のとおりです。

基本目標・・・Ⅰ 安全な環境を保ち、快適に生活できるまち

環 境 項 目	施 策 の 方 向 性
① 大気環境	地球温暖化*の防止、監視体制の整備、発生源対策の充実
② 克雪・親雪・利雪	雪に強いまちづくり、雪と遊ぶ、雪と暮らす
③ 歴史・文化環境	歴史と文化の保全、景観の保護・活用

基本目標・・・Ⅱ 地球にやさしい、資源の循環社会をめざすまち

環 境 項 目	施 策 の 方 向 性
① 廃棄物*	減量化の推進、分別収集・リサイクル*、不法投棄対策
② 資源・エネルギー	資源の循環利用、省資源・省エネルギー、新エネルギー*
③ 水環境	水資源の保全、清らかな水の確保、下水道・浄化槽*の普及促進

基本目標・・・Ⅲ 命を育む多様な自然の中で、水と緑と人が共生するまち

環 境 項 目	施 策 の 方 向 性
① 自然空間の保全と活用	森林の保全と活用、農地の保全と活用、河川の保全と活用
② 自然空間の創出	里山*や樹林地*の保護と活用、緑化保全活動の推進
③ 生物の多様性	生物多様性*の保全、生息環境の保護

基本目標・・・Ⅳ 市民みんなでつくる、人と環境にやさしいまち

環 境 項 目	施 策 の 方 向 性
① 環境教育・環境学習	環境情報の提供、学習・活動の場の提供、人材の育成
② 環境保全活動	環境保全活動への支援、環境保全活動の連携
③ 市の率先行動*	市の率先行動（温暖化防止実行計画を含む）

第1章

環境基本計画の見直しについて

4 計画期間

横手市環境基本計画は、平成18年度（2006年）から平成27年度（2015年）までの10年間とし、社会的情勢の変化や科学的・技術的な知見の向上をみきわめ、秋田県環境基本計画や横手市総合計画などの関連した計画と整合性を検討しながら、概ね5年ごとに見直しを行うものとしております。

見直しにあたって、平成23年度から平成27年度までを見直し後の計画期間とし、計画期間が終了する年度には、計画全体の進捗状況を確認するとともに、当初設定した目標の検証や見直し等を行い、「横手市総合計画後期基本計画」との整合をはかることとしています。

5 推進主体

横手市環境保全条例では、環境を保全していくための市民、事業者及び市の責務を定めています。横手市環境基本計画では、市民、事業者及び市の各主体が、条例に定められた責務を認識するとともに、協働により環境保全への取り組みを実践していくことをめざします。

横手市環境保全条例（抜粋）

（市の責務）

第4条 市は、環境の保全に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境への影響を配慮し、市民の意見を尊重して良好な環境の保全の見地から、その影響の低減に努めるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、良好な環境の保全に主体的に取り組み、日常生活において、環境への負荷の低減及び公害の防止並びに自然環境の適切な保全に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する環境保全に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、生産、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、公害を防止し、又は環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に係わる製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

6 推進体制

横手市環境基本計画の推進管理は、福祉環境部環境課が、進捗状況の把握や取り組みの推進を行います。

また環境課は、毎年度、環境基本計画の進捗状況を横手市環境保全審議会に報告するとともに、計画に基づく取り組み状況及び課題を公表することとします。

第1章

環境基本計画の見直しについて

第2節 見直しの基本的な考え方

1 見直しの背景

横手市環境基本計画は、平成18年度（2006年）から平成27年度（2015年）までの10年間とし、社会的情勢の変化や科学的・技術的な知見の向上をみきわめ、秋田県環境基本計画や横手市総合計画などの関連した計画と整合性を検討しながら、概ね5年ごとに見直しを行うこととしています。

平成22年度は、計画の見直し年度にあたるため、これまでの取り組み及び課題、社会情勢や市民意識の変化、新たな法律や条例の制定など、環境を取り巻く状況の変化を反映した横手市環境基本計画（見直し改訂版）を策定するものです。

また、今回の見直しは、横手市総合計画後期基本計画（平成22年度見直し）と第2次秋田県環境基本計画（平成22年度策定）との整合をはかるものです。

2 見直しの方針

計画の見直しにあたっては、次の項目に特に着目し、検討を行いました。

（1）横手市総合計画後期基本計画、秋田県環境基本計画との整合

環境基本計画は、総合計画を実現するための個別計画であり、横手市総合計画後期基本計画がめざす将来像「豊かな自然 豊かな心 夢あふれる田園都市」の実現に向けた環境分野の取り組みを総合的・計画的にすすめるための役割を担います。このため横手市環境基本計画（見直し改訂版）においては「横手市総合計画後期基本計画」との整合をはかります。

また、秋田県においては、生物多様性の保全強化や地球温暖化対策などを重点プロジェクトとした秋田県環境基本計画の見直しを計っており、「秋田県地球温暖化対策推進条例」の制定など、**温室効果ガス***排出抑制等に関する施策等の整合をはかります。

（2）これまでの取り組みを踏まえた見直し

平成18年3月に環境基本計画が策定されてから、様々な取り組みが行われており、これまでの取り組みの現状や課題を踏まえた上で、環境基本計画の見直しを行います。

（3）環境に関する社会情勢の変化

計画策定から5年が経過し、環境を取り巻く情勢が変化しています。

国においては、平成22年3月に「地球温暖化対策基本法」を閣議決定しました。この中で中期目標として、1990年比で2020年までに温室効果ガスの排出を25%削減。また2050年までに80%削減することとしております。これらの目標を達成するため、地球と日本の環境を守り未来の子どもたちに引き継いでいくための行動を「**チャレンジ25***」と名付け、あらゆる政策を動員して推進することとしております。こうした動向を踏まえながら、施策を展開していく必要があります。

こうした社会情勢の変化を的確に捉え、横手市環境基本計画（見直し改訂版）（以下、「改訂版」という）の策定に反映します。

第1章

環境基本計画の見直しについて

① 地球温暖化防止に関する情勢

平成21年に開催された気候変動に関する国際連合枠組条約第15回締約国会議（COP15）では、京都議定書の約束期間終了後の枠組み作りに向けた協議がおこなわれ、日本は、平成32年（2020年）までに、平成2年（1990年）比で25%の温室効果ガスの削減をめざすことを表明しました。

また、平成20年度にはエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という）が改正され、これまでの工場・事業場単位のエネルギー管理から、事業者単位（企業単位）でのエネルギー管理に規制体系が変わりました。同様に、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という）も平成20年度に改正され、算定・報告・公表制度について、事業所単位から事業者単位・フランチャイズ単位による排出量の算定・報告に変更されました。

今後は、25%削減をめざす「チャレンジ25キャンペーン」などをはじめ、温室効果ガスの削減に向けた取り組みのより一層の強化が求められています。

② 循環型社会の形成に関する情勢

平成12年に施行された循環型社会形成推進基本法に基づき、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などの個別のリサイクル法が整備・推進され、廃棄物のリサイクル体制が構築されています。

平成20年3月に策定された第2次循環型社会形成推進基本計画では、発生抑制、再使用、再生利用、処分等の対策を総合的に推進するため、資源生産性、循環利用率の向上、最終処分量の削減に関する目標を設定し、各対策のバランスの取れた取り組みをすすめています。

③ 自然環境の保全に関する情勢

将来にわたり自然の恵みを享受していくためには、生物の多様性を維持し、豊かな自然環境をまもっていくことが重要です。

しかし、生物の多様性に関する条約第8回締約国会議（COP8）では、地球規模で生物多様性が依然として失われつつあることが指摘されています。また、環境省の**レッドリスト***によると、国内に生息・生育する爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、貝類の3割強、哺乳類、維管束植物の2割強、鳥類の1割強に当たる種が、絶滅のおそれがあるとされています。

こうした状況を受け、平成20年5月には、自然と共生する社会の実現をめざす「**生物多様性基本法***」が成立し、生物多様性に対する認識や取り組みが飛躍的に向上することが期待されています。

秋田県では、平成12年3月に策定した「生物多様性保全構想」を改定し、生物多様性基本法の「生物多様性地域戦略」と位置づけ、これに基づき、生物多様性確保のための施策を推進することにしております。

（４） 横手市環境基本計画に関連する市の計画等

横手市環境基本計画策定後、本市でも、様々な分野において環境への取り組みを有する計画等が整備され、各方面からの取り組みがおこなわれてきました。本計画は、分野横断的な性格を持っており、これらの計画との連携・整合をはかります。

第1章

環境基本計画の見直しについて

環境基本計画策定後に策定された主な計画など（環境への取り組みを有するもの）

分野	計画	策定年月日
環境学習	横手市生涯学習推進計画	平成19年4月
地球温暖化防止	温暖化防止実行計画 (横手市役所率先行動計画ステップ2)	平成20年1月
ごみ減量・リサイクル	分別収集計画	平成22年6月
	バイオマスタウン構想*	平成19年3月
景観保全・緑化	横手市都市計画マスタープラン	平成21年3月
	横手農業振興地域整備計画書	平成21年9月
自然環境	横手市森林整備計画	平成21年4月

(5) 横手市総合計画・環境基本計画の進捗状況の把握・評価

横手市環境基本計画（計画期間：平成18年度～平成27年度）のうち、市の取り組みについては、関係担当課において実践してきました。また、年度ごとの取り組み状況や環境調査の実施結果等については、毎年度環境保全審議会に報告しており、結果の一部はホームページにおいて公表しています。

計画の見直しにあたっては、総合計画、環境基本計画における取り組み、課題を総括して内容に反映するものとします。

3 横手市総合計画目標値の達成状況

横手市総合計画 まちづくり指標（目標値）の達成状況及び改訂版への反映

基本目標	まちづくり指標	基準値 (年度)	実績値 H21年度	目標値 H22年度	達成率	改訂版への反映 (H27年度目標値)	反映箇所
安全な環境を保ち、快適に生活できるまち	市役所の温室効果ガス排出量の削減	(H18)	5%減	7%減	71%	7%削減	31ページ
	公共交通機関の整備に不満を感じている人の割合 (まちづくりに関するアンケート)	32% (H17)	24.3%	27%	154%	20%以下	32ページ
	横手駅乗員人員	579,619人 (H17)	535,546人	580,000人	92%	550,000人	32ページ
	雪冷房システム導入施設	1施設 (H17)	2施設	2施設	100%	3施設	35ページ
	「雪国マイスター」表彰団体	追加	13団体			18団体	35ページ
	ボランティア団体数	1団体 (H18)	1団体	3団体	33%	3団体	34ページ
	都市計画道路整備率	56.9% (H17)	—	62%	—	都市計画道路については、施策「都市計画道路（街路）」で記載しているため削除	
	都市計画道路の整備率	56.9% (H18)	57.2%	62%	92%	58%	34ページ
	県道改良率（県の目標値）	76.8% (H16)	71.2%	80.5%	—	県が目標値を設定しなくなったため削除	
	幹線市道の改良率	93.65% (H18)	97.56%	95%	102%	98%	34ページ
	橋梁点検の実施（1,133橋）	追加	—			30%	34ページ

第1章

環境基本計画の見直しについて

基本目標	まちづくり指標	基準値 (年度)	実績値 H21年度	目標値 H22年度	達成率	改訂版への反映 (H27年度目標値)	反映箇所
安全な環境を 保ち、快適に 生活できる まち	道路除雪に関する苦情件数	1,129件 (H17)	592件	500件	85%	300件	34 ページ
	道路の市民サポーター	5団体 (H18)	11団体	8団体	137%	15団体	35 ページ
	除雪活動団体数	308団体 (H18)	320団体	328団体	97%	340団体	35 ページ
	文化財に係る公開講座数	4回/年 (H17)	6回/年	8回/年	75%	適切な指標へ変更したため削除	
	天然記念物の養生実施回数	追加	2件			12件(累積)	38 ページ
	市民参加型の史跡保護活動数	1回/年 (H17)	—	8回/年	—	重複した施策があったため施策ごと削除	
	指定文化財件数(国・県・市登録)	207件 (H18)	242件	215件	112%	247件	38 ページ
	指定文化財標柱の更新数	8カ所 (H18)	延べ 23カ所	延べ40カ所	57%	延べ40カ所	38 ページ
	シンポジウム・公開講座等参加人数	追加	450人			800人	38 ページ
	既存博物館類似施設・郷土資料収蔵施設の集約	19施設 (H18)	15施設	12施設	57%	12施設	38 ページ
	郷土の史跡・文化財探訪コース	18コース (H19)	20コース	35コース	58%	35コース	38 ページ
	市内主要城柵城館遺跡範囲確認調査	未着手 (H18)	試掘6カ所	試掘10カ所	60%	試掘10カ所	38 ページ
	後三年合戦(役)関連史蹟の文化財指定	—	1遺跡	3遺跡	33%	3遺跡	38 ページ
	現地説明会の開催	未着手 (H18)	5回	5回	100%	11回	38 ページ
	まちづくり推進委員会	2地区 (H18)		3地区		適切な指標へ変更したため削除	
	景観計画区域	追加	0区域			1区域	38 ページ



石坂洋次郎文学記念館

第1章

環境基本計画の見直しについて

基本目標	まちづくり指標	基準値 (年度)	実績値 H21年度	目標値 H22年度	達成率	改訂版への反映 (H27年度目標値)	反映箇所
地球にやさしい、資源循環社会をめざすまち	環境保全センターの可燃物焼却処理量の削減	27,457 t (H18)	2.3%減 26,823 t	10%減 24,711 t	23%	8%減 25,260 t	41ページ
	1日一人当たりのごみ排出量の削減 (1.5%削減)	890 g (H16)	885 g	876 g	37%	872 g	41ページ
	ごみの資源化率の向上	14.6% (H16)	17.5%	18.8%	69%	18%	41ページ
	ペットボトル及びその他廃プラスチックの資源化	360 t (H16)	370 t	540 t	68%	400 t	41ページ
	環境保全センター施設見学	45団体 970人 (H17)	28団体 802人	70団体 1500人	40% 53%	30団体 850人	41ページ
	廃棄物処理統合施設の統合	追加	3施設			1施設	41ページ
	不法投棄件数の削減	49件 (H17)	49件	10件	—	25件以下	42ページ
	廃棄物系バイオマス利用率	82% (H17)	83%	90%	92%	90%	43ページ
	未利用系バイオマス利用率	61% (H17)	16%	70%	—	30%	43ページ
	水道普及率	79.98% (H17)	80.6%	82%	51%	84.2%	46ページ
	上水道の整備における満足度 (まちづくりアンケート調査)	82.6% (H17)	83.1%	85%	79%	85%	46ページ
	河川等クリーンアップ参加者数 (年間)	追加	6,278人			7,000人	46ページ
	下水道等普及率 (生活排水*処理施設)	60.1% (H17)	67.7%	80%	84%	78.7%	47ページ
	水洗化率 (生活排水処理施設)	追加	71.4%			78.7%	47ページ
	生活排水処理率 (水洗化人口÷行政区域内人口×100)	追加	48.3%			69.8%	47ページ
	浸水対策事業(都市下水路)整備率	40% (H17)	—	100%	—	下水路が完成したため削除	
	都市下水路整備率	57% (H17)	—	未定	—	都市下水路から公共下水道雨水幹線に転用等があったため削除	
	河川の整備率 (県の目標値)	42.9% (H16)	—	44.3%	—	県が目標値設定しなくなったため削除	

第1章

環境基本計画の見直しについて

基本目標	まちづくり指標	基準値 (年度)	実績値 H21年度	目標値 H22年度	達成率	改訂版への反映 (H27年度目標値)	反映箇所
命を育む多様な自然の中で、水と緑と人が共生するまち	里山保全ボランティア活動実施箇所数	—	1カ所	3カ所	33%	3ヶ所	49ページ
	市民植樹活動件数（累計）	追加	23カ所			30カ所	49ページ
	間伐等必要面積	9,000ha (H17)	9,446ha	4,500ha	47%	7,000ha以下	49ページ
	ほ場整備率（30a以上）	変更	76.4% (11,708ha)			77.1%（11,827ha）	49ページ
	農地・水・農村環境保全向上活動実施面積率	変更	58%	9,443ha		60%	49ページ
	認定農業者数	1,217経営体 (H17)	1,415経営体	1,600経営体	88%	1,450経営体	49ページ
	集落営農組織数	8団体 (H17)	54組織	200団体	27%	70組織	49ページ
	農業法人数	追加	65団体			80団体	49ページ
	農産物給食供給率	16% (H17)	24%	50%	48%	30%	49ページ
	公共下水道（雨水）排水計画策定済率	追加	13.8%			18.9%	50ページ
	特定用途制限地域	追加	0種類			4種類	49ページ
	天然記念物の養生実施回数	追加	2件			12件（累積）	53ページ
	保全松林の保護面積	239ha (H18)	342ha	239ha以下	—	保全松林指定面積342haの保護	53ページ
	都市計画公園整備率	37.1% (H17)	40.4%	44%	92%	45%	54ページ
	公園・広場等における市民サポーター数	7団体 (H17)	24団体	20団体	120%	40団体	54ページ
	横手市森林ボランティア体験（小中高生対象）	62.8% (H17)	—	80%	—	現在の活動実績がないため削除	
	公共緑地面積（都市計画区域内）	87.5ha (H12)	—	105ha	—	国庫補助要件から外れたため削除	
	都市計画区域	4区域 (H18)	1区域	2区域	200%	事業終了のため削除（都市計画区域を1つにまとめた）	
	まちづくり推進委員会	2地区 (H18)	—	3地区	—	適切な指標へ変更したため削除	
	圃場整備面積	11,124ha (H17)	11,708ha	15,320ha	76%	分かり易い指標にするため「ほ場整備率」へ変更するため削除	
	農地・水・農村環境保全向上活動事業	—	58%	9,433ha	—	分かり易い指標にするため「面積率」へ変更するため削除	
	市内ホテル・飲食店への供給率	—	—	30%	—	データ集計困難なため削除	

第 1 章

環境基本計画の見直しについて

基本 目標	ま ち づ く り 指 標	基準値 (年度)	実績値 H21年度	目標値 H22年度	達成率	改 訂 版 へ の 反 映 (H27年度目標値)	反映 箇所
市民みんな でつくる、 人と環境に やさしいまち	生涯学習課のホームページ閲覧件数 (年間)	1,000件 (H18)	5,446件	5,000件	111%	6,000件	59 ページ
	学校支援ボランティア登録者数(年間)	350人 (H18)	651人	1,000人	46%	1,000人	59 ページ
	社会教育施設利用人数	追加	557,511人		—	570,000人	59 ページ
	人口1,000人当たりの公民館講座等の受講者数	追加	259人		—	270人	60 ページ
	学びバンク登録者数及び登録団体数	未設置 (H18)	112人 136団体	1,000人	—	200人 200団体	60 ページ
	施設情報検索システムへのアクセス 数(年間)	未設置 (H18)	123件	5,000件	—	1,000件	60 ページ
	環境保全センター施設見学	45団体 970人 (H17)	28団体 802人	70団体 1500人	40% 53%	30団体 850人	60 ページ
	環境ISO14001*の取得事業所 及び団体	9団体 (H17)	18団体	30団体	60%	40団体	62 ページ
	あきた環境優良事業所	1団体 (H17)	2団体	20団体	10%	県事業のため削除	
	こどもエコクラブ	6クラブ (H17)	8クラブ	20クラブ	40%	国事業のため削除	
	エコライフ協力事業所* エコライフ協力町内会	147団体 (H17)	87団体	250団体	34%	150団体	62 ページ
	クリーンアップ参加者数(年間)	25,000人 (H17)	25,540人	30,000人	85%	30,000人	63 ページ
	市役所の温室効果ガス排出量の削減	(H18)	5%減	7%減	71%	7%削減	65 ページ

横手市総合計画前期基本計画(計画期間:平成18年度~平成22年度)では、横手市環境基本計画に関連する80項目のまちづくり指標を設定していましたが、そのうち目標を達成している(達成率100%以上)指標は9項目、目標をほぼ達成している(達成率90%~99%)指標は5項目、未達成(達成率0%~89%)指標は63項目でした。

また、横手市総合計画後期基本計画(計画期間:平成23年度~平成27年度)では、横手市環境基本計画に関連する67項目のまちづくり指標を設定しております。

第1章

環境基本計画の見直しについて

4 横手市環境基本計画の振り返り

横手市環境基本計画 環境保全のための施策の展開(市の主要な施策)達成状況及び改訂版への反映

基本目標	環境項目	施策の方向性	市の主要な施策	これまでの振り返り	改訂版への反映	反映箇所
安全な環境を 保ち、快適に 生活できる まち	大	地球温暖化の防止	1 市は、事業者としての立場から、「横手市役所率先行動計画」により目標をもって地球温暖化防止の取り組みを推進します	率先行動計画実践マニュアルに基づき、取り組みを実施 毎月、点検表にてエネルギー使用量等の把握	省エネ法・温対法改正に伴う、国への報告義務に対応するよう市の体制を改める	31ページ
			2 環境にやさしい新エネルギーの導入を検討します	住宅用太陽光発電システム設置事業補助制度の実施 バイオディーゼル燃料精製施設の稼働	継続	31ページ
	気	監視	1 自動車排ガスの常時測定を県と協力して引き続き実施します	秋田県で毎年実施し、測定結果を環境白書に掲載	継続	31ページ
			2 降雨、降雪中の酸性物質の実態把握のため、酸性雨*のモニタリング調査*を実施します	毎月、モニタリング調査を実施(規模縮小 3カ所⇒1カ所)	継続	31ページ
		規制	3 稲わら焼きや野焼きなど野外燃焼行為の禁止について、啓発・指導を引き続き行い農家からの協力を依頼します	市報、ホームページ、啓発看板、防災無線等を活用し啓発を実施 保健所、警察署、消防署との連携	継続	31ページ
			4 オゾン層破壊物質*であるフロン類*について、適切な処理が行われるよう啓発活動に努めます	フロン類の原因である冷蔵庫等の廃棄処分(家電リサイクル法の周知)について、市報、ホームページ、ごみ分別帳等を活用した啓発の実施	継続	31ページ
		整備	5 廃棄物焼却施設の排出ガスについて、ダイオキシン*濃度などを調査・分析しその内容を市報などで報告します	保全センター(3施設)と衛生センター(2施設)において年1回測定調査を実施 ただし、市民への報告はできなかった	測定調査については継続 調査結果についてはホームページ等にて公表する	31ページ
		環境	1 わが国の二酸化炭素(CO2)*排出量の3割を占める自動車について、アイドリング・ストップ*などのエコドライブ*を市が実践し、事業者・市民に啓発します	JAF認定エコドライブアドバイザー認定講習への参加(4名受講) H22年度において市職員対象講習会について、市役所内協議でまとまらず断念	継続	32ページ
			2 ハイブリッド車*など、環境負荷の少ない車両購入と啓発に努めます	H20~H22において、H17排ガス規制75%削減達成車23台、H17排ガス規制50%削減達成車30台を購入	継続	32ページ
			3 稲わら焼きなど、大気汚染対策の一環としてバイオマスタウン構想を作成し、環境にやさしい循環型社会整備、新産業の創設などを推進します	バイオマスタウン構想の作成	事業完了によりバイオマスタウン構想の実現へ変更	32ページ

第1章

環境基本計画の見直しについて

基本目標	環境項目	施策の方向性	市の主要な施策		これまでの振り返り	改訂版への反映	反映箇所
安全な環境を 保ち、快適に生活できるまち	大気環境	発生源対策の充実	4	公共交通機関の利用や、マイカー使用を抑制するための新たな交通システムの導入を検討します	既存の交通体系を見直し、利便性が高い新たな交通システムを構築するため、横手市地域公共交通活性化協議会を立ち上げ、検討を開始	継続	32ページ
			5	植物の生存に二酸化炭素は不可欠であり、自動車排ガスの影響を抑えるとされる樹木について調査し、街路樹などへの導入を図ります	市道の街路樹約1,900本の維持管理を実施 横手駅前再開発エリアにおいて、街路樹・植樹帯を設置	継続（実態にあわせた表現へ変更）	32ページ
			6	市は、事業者としての立場から、「横手市役所率先行動計画」に基づき、公用車の低公害車*導入を推進します	H20～H22において、H17排ガス規制75%削減達成車23台、H17排ガス規制50%削減達成車30台を購入	継続（2と合体させる）	32ページ
	克雪・親雪	強いまちづくり	1	安全で良好な冬の道路交通確保のため、除雪計画を市民に周知し、市民が対応すべき除雪時の障害物排除などのルールを徹底します	ホームページで除雪基本計画や「学雪のすゝめ」を公開し、「学雪通信」（冬季間隔月発行）の回覧によりルールの徹底を図った	継続	34ページ
			2	市と市民が共同で除雪作業を進めるため、除雪機械などの購入及び維持経費の一部補助を行います	町内会等除雪活動費補助金の実施（消雪パイプ、融雪施設、除雪機械の購入や維持管理経費の一部補助）	継続	34ページ
			3	高齢者家庭など雪下ろしや除雪作業が困難な方に対し、作業員の斡旋や補助制度を実施します	雪下ろし雪寄せ支援事業として実施	継続	34ページ
			4	除雪や雪下ろしボランティア活動を支援します	H22年度ボランティアの受入を実施	継続	34ページ
			5	市民の生活を守るため、除雪作業は午前7時30分まで市内対象路線全ての除雪を終了させます	午前2時30分に開始し、午前7時30分までに完了するようにしていますが、降雪状況によっては、作業完了できない場合がある	継続	34ページ
			6	除雪を考えたまちづくりや、雪に強い住まいの普及に努めます	防雪柵やスノーボールの設置、生活道路除排雪協働事業により小道対策等を実施	継続	34ページ
			7	雪処理のための手法について検討し、雪に強いまちづくりを推進します	流雪溝・融雪溝の計画及び工事の実施	継続	34ページ

第1章

環境基本計画の見直しについて

基本目標	環境項目	施策の方向性	市の主要な施策	これまでの振り返り	改訂版への反映	反映箇所
安全な環境を 保ち、快適に 生活できる まち	克雪遊	雪と遊ぶ	1 雪国の歴史や文化、遊びを社会教育やイベントの場で紹介し、元気な子どもたちを育みます	地区公民館事業の雪祭りや子ども教室において、雪国の歴史や文化を遊びの要素を取り入れ実践 雪と親しむ日事業の開催（雪国の生活道具の展示等）	継続	34ページ
			2 冬の伝統行事やスポーツ、レクリエーションの振興を図ります	地区公民館等で、雪祭り（とりごや、どんど焼き等）や郷土芸能の伝承、スキー・スケート教室の開催	継続	34ページ
			3 かまくらづくりや雪国体験ツアーなど、雪を利用した観光の可能性を探ります	グリーン・ツーリズム事業を利用し、首都圏の小学生を中心に雪国体験を実施	継続	34ページ
	親雪暮らし	雪と暮らす	1 雪の冷熱エネルギー利用に限らず、夏のイベントなど多方面において利用方法を検討します	雪冷房設備導入施設である「あさくら館」の夏季行事として、雪を利用したイベントを実施	統合（5 雪の持つ冷熱エネルギーを活用して、農産物の冷温貯蔵や保存、住宅の冷房設備など幅広い活用を検討します）	35ページ
			2 雪を考えるタウンミーティングや、豪雪地の自治体とシンポジウムを開催し情報交換を行います	豪雪地帯における安全・安心な地域づくりに関する懇談に市長が参加	継続	35ページ
			3 公共施設に雪冷房システムなどの新エネルギーを活用して、地球温暖化要因の排除に努めます	横手駅前再開発において、一般的ヒートポンプ・水蓄熱式ヒートポンプを導入	継続（雪冷房システムについては、十分な敷地の確保が要件となり、市街地には対応が難しいため、表現を変更）	35ページ
			4 安易な化石燃料*の利用に頼らず、高断熱高気密性の高い住宅の普及や、自然や生物に害を及ぼさないクリーンエネルギーによる融雪・消雪について技術の導入を図ります	市道1.1kmの無散水融雪施設の設置 広場や歩道に電気式融雪を設置	除雪を考えたまちづくりや、雪に強い住まいの普及に努めますと統合	35ページ
			5 雪の持つ冷熱エネルギーを活用して、農産物の冷温貯蔵や保存、住宅の冷房設備など幅広い活用を検討します	山内直売所「山菜恵ちゃん」において雪室貯蔵を実施し、あさくら館において雪冷房設備を移動させ効果等の検証実施	統合（1 雪の冷熱エネルギー利用に限らず、夏のイベントなど多方面において利用方法を検討します）	35ページ
			6 雪国の暮らしと住まいについて研究・活動する機関を市役所内に立ち上げ、その成果の周知を図ります	雪となかよく暮らす市民委員会において、雪と親しむ日として、雪国の文化や遊びに親しむ事業の実施	継続（実態にあわせ表現を変更）	35ページ
			7 雪処理や雪活用の事業化に向けた取り組みを支援します	町内会等除雪活動費補助金の実施（消雪パイプ、融雪施設、除雪機械の購入や維持管理経費の一部補助）	継続	35ページ
			8 雪国にふさわしい衣服や食などの文化を育み、発信します	該当事業なし	事業計画なしのため削除	

第1章

環境基本計画の見直しについて

基本目標	環境項目	施策の方向性	市の主要な施策	これまでの振り返り	改訂版への反映	反映箇所
安全な環境を 保ち、快適に 生活できる まち	歴史・文化環境	歴史と文化の保全	1 市固有の歴史と文化について、伝承・保存・調査・記録・展示し、新たな歴史・文化環境を育みます	文化財について調査研究、文化財指定・登録、公開講座、展示会等の実施	継続	38ページ
			2 横手のかまくら行事など、特異な歴史・文化を観光資源として活用します	年間10ヵ所程度、出前かまぐらの実施（H22年度韓国ソウルにて実施）	継続	38ページ
	歴史・文化環境	景観の保護・活用	1 「横手市環境保全条例」、「横手市山と川のある景観のまちづくり条例」により、環境に配慮した保護・活用を推進します	市民アンケートを実施し、横手市景観計画を策定中（H22年度～H23年度事業）	継続	38ページ
			2 地域の人材を活用した「ふるさと学習」を展開するため、学習環境づくりと学習メニューの開発を行います	「よこて学びバンク」の整備（人財・サークル・資源バンク等） 郷土の食講座、世代間交流事業の実施	継続	38ページ
			3 学校教育の自然や文化に係る学習を支援します	学校支援ボランティア制度の実施（年末年始行事伝承会、中学生による歴史案内） セカンドスクールとして資料館の活用	継続	38ページ
			4 文化財、町並み、自然景観などを結ぶ「歴史・文化散策の道モデルコース」をつくり、市民が気軽に触れられる学習体験ロードとします	秋田県平鹿地域振興局と共同で、市内5コースを含む、県南地域19コースのウォーキングマップを作成	継続	38ページ
			5 景観保護と啓発を目的に、文化財ボランティアや団体の育成を行います	市民アンケートを実施し、横手市景観計画を策定中（H22年度～H23年度事業）	継続	38ページ



旭岡山神社ぼんでんまつり

第1章

環境基本計画の見直しについて

基本目標	環境項目	施策の方向性	市の主要な施策		これまでの振り返り	改訂版への反映	反映箇所
地球にやさしい、資源の循環社会をめざすまち	廃棄物	減量化の推進	1	市は、事業者としての立場から「横手市役所率先行動計画」に基づき、ごみ減量化に努めます	率先行動計画実践マニュアルに基づき、取り組みを行う 毎月、点検表にて燃えるごみの重量等を把握	省エネ法・温対法改正に伴う、国への報告義務に対応するよう市の体制を改める	41ページ
			2	生ごみの減量化や資源化を推進するため、ごみ処理機（コンポスト*など）設置費の一部を補助し、家庭用生ごみ処理機の普及を図ります	生活環境対策事業補助金にて実施	継続	41ページ
			3	生ごみ堆肥化施設の有効な活用を図るための検討を図ります	十文字地区、山内地区において実施	バイオマスタウン構想に移行のため削除	
			4	市報などによるごみ減量の周知や、小学生を対象にした環境学習により啓発活動を行います	市報、ホームページにおいて啓発総合学習において環境学習を実施	継続	41ページ
			5	平成19年度から、ごみ袋の手数料化を全市で実施します	事業実施	事業終了のため削除	
			6	最終処分場*の適正な埋立て管理に努め、使用可能年数の延長に努めます	焼却施設の統合計画に合わせて、H20年度から3年計画で全施設の焼却残渣を西部最終処分場にて処理 この間南東地区最終処分場は休止	継続	41ページ
		分別収集・リサイクル	1	市民や事業者によるリサイクル活動を積極的に支援し、エコライフ協力事業所・一般家庭と連携し、市自らも取り組みを強化します	横手市エコライフ協力事業所・町内会認定制度の実施 ごみ分別帳・ホームページによる啓発 率先行動計画の実践	継続	41ページ
			2	ごみ分別収集の統一と、資源化や適正処分を図るため、処理施設の統合整備に向けた取り組みを推進します	H19.4にごみ分別収集の一部統一 統合処理計画の実践	継続	41ページ
			3	下水汚泥の減量化を図るため、堆肥や農地への還元、土壌環境に与える影響などについて検討します	汚泥を肥料化した「Land Keeper 森のつち」を希望者へ無料配布	継続	41ページ
			4	ごみや資源の分別・回収方法などの情報を提供し、周知します	市報、ホームページ、ごみ分別帳、回覧板、環境学習等により周知・啓発	継続	41ページ
		不法投棄対策	1	不法投棄の未然防止と早期発見の監視・指導のため、環境監視員*を市内全域に配置します	H18.4 全域へ60名配置	継続	42ページ
			2	家電リサイクル法などの周知をはかり、不法投棄の防止対策を強化し、「不法投棄ゼロ運動」を展開します	市報、ホームページ、ごみ分別帳、環境学習等により周知・啓発 県や協力団体と連携し、不法投棄未然防止事業の実施	継続	42ページ

第1章

環境基本計画の見直しについて

基本目標	環境項目	施策の方向性	市の主要な施策	これまでの振り返り	改訂版への反映	反映箇所
地球にやさしい、資源の循環社会をめざすまち	資源・エネルギー	資源の循環利用	1 清掃センターの統合処理施設の整備に向けて、廃熱を活用した温水供給、発電などの事業の検討を行い、「循環型社会」の形成に向けた取り組みを実施します	一般廃棄物処理基本計画及び循環型社会形成推進地域計画に基づき、廃熱利用等について検討を行う	継続	43ページ
		省エネルギー・省エネルギー	1 市は、事業者としての立場から、「横手市役所率先行動計画」により目標をもって省資源・省エネルギーの取り組みを推進します	率先行動計画実践マニュアルに基づき、取り組みを行う 毎月、点検表にてエネルギー使用量等の把握	省エネ法・温対法改正に伴う、国への報告義務に対応するよう市の体制を改める	44ページ
		新エネルギー	1 雪の冷熱エネルギーなど、環境にやさしい新エネルギーの導入と、市民・事業者への導入の支援策を検討します	冷熱エネルギーを利用した施設見学会の実施 雪貯蔵施設についての勉強会の開催	雪冷房施設については、コストの関係で割高のため削除 新エネルギーについては継続	44ページ
	水環境	水	1 道路や水路などの整備については、水の涵養機能を高めることに考慮し、関係機関と協議して計画します	該当事業なし	継続	46ページ
		資源	2 市民ボランティアとともに、山地に地域の植生を考慮した広葉樹の植林を進めます	秋田県水と緑の森づくり税事業を活用し、針広混交林化事業、大松川ダム公園ベニヤマザクラ植樹祭、植樹・育樹ふれあい支援事業の実施	継続	46ページ
		環境	3 地下水の適正使用と保全について考え、市民や事業者と協力をお願いします	横手保健所と連携して地下水調査の実施	継続	46ページ
		保	4 下水道工事や河川改修工事などで、地下水の遮断や水脈の移動が生じないよう工法に配慮します	該当事業なし	継続	46ページ
		全	5 公共施設の敷地内に緑や土の空間を確保し、雨水の地下浸透を促します	開発行為について、法や市要綱に基づき、指導を実施	継続（公共施設のみから、開発行為へ表現を変更）	46ページ

第1章

環境基本計画の見直しについて

基本目標	環境項目	施策の方向性	市の主要な施策	これまでの振り返り	改訂版への反映	反映箇所
地球にやさしい、資源の循環社会をめざすまち	水環境	清らかな水	1 河川の水質改善のため、下水道と浄化槽の普及を推進します	横手市公共下水道事業計画の変更、秋田県生活排水処理整備構想の見直しに基づき事業実施	継続	46ページ
			2 下水道認可区域外における、一般住宅などの浄化槽設置に対する補助事業を継続します	浄化槽整備計画、循環型社会形成推進地域計画に基づき事業実施	継続	46ページ
			3 湧水、河川の水質調査を行い、情報を公開します	河川水：毎月3カ所においてモニタリング調査を実施 湧水：年3カ所程度選定し、モニタリング調査を実施	継続	46ページ
			4 水質汚染事故を防ぐための啓発を行い、効率的な事故対応ができるシステムを確立します	市報、ホームページ、チラシによる啓発 雄物川・子吉川水系水質汚濁防止連絡協議会における通報訓練、オイルフェンス設置演習への参加	継続	46ページ
			5 河川の水質汚濁原因である汚水や廃水の流入削減や、節水の取り組みについて、啓発と情報提供を行います	吉乃鉾山坑廃水処理事業の実施 工場排水：年1回公害防止協定締結業者へのモニタリング調査を実施	継続	46ページ
			6 河川や池沼など、水辺の浄化運動・清掃作業を支援します	地域局主催によるクリーンアップの実施	継続	46ページ



吉乃鉾山坑廃水処理事施設

第1章

環境基本計画の見直しについて

基本目標	環境項目	施策の方向性	市の主要な施策	これまでの振り返り	改訂版への反映	反映箇所
命を育む多様な自然の中で、水と緑と人が共生するまち	自然空間の活用	森林の保全と活用	1 御嶽山のブナ林や保呂羽山、外山、金峰山のブナやユキツバキ群落を活用した自然愛護活動や学習会を開催し、森林に対する意識の醸成を図ることで保護・保全に結び付けます	秋田県自然保護指導員の推薦（6名） 公民館等事業として、自然観察教室の開催	継続	49ページ
			2 自然公園を整備・保全し、自然とのふれあいの場として提供します	秋田県水と緑の森づくり税事業を活用し、平鹿いこいの森で、ふれあいの森整備支援事業を実施	継続	49ページ
			3 水源涵養*や山地災害防止などの機能を最大限に発揮させるため、森林資源の維持と適切な森林保全を推進します	治山事業において実施	継続	49ページ
			4 自然とのふれあいの場や環境教育*・環境学習の拠点として、里山の活用を図ります	釣りキチ三平の里体験学習館の開設	継続	49ページ
	自然空間の活用	農地の保全と活用	1 農業の担い手育成や、農業生産基盤の整備を推進します	横手市担い手協議会の開催 国・県事業を活用した基盤整備の実施	継続	49ページ
			2 地域で生産された農産物を地域で消費する、地産地消の運動を推進します	市内ＪＡ、生産者、市による給食への地場産農産物提供について協議会を開催	継続	49ページ
			3 環境負荷の少ない肥料や農薬の適正使用を推進し、家畜排泄物を利用した堆肥の活用による環境保全型農業*の普及を図ります	農地・水・環境保全向上対策事業により、減農薬、減化学肥料の環境型農業の実施	継続	49ページ
			4 市民農園*や都市と農村の交流により、休耕地の有効利用を図ります	耕作放棄地対策協議会の開催	継続	49ページ
	自然空間の活用	河川の保全と活用	1 水生植物が有する水質浄化機能に着目し、水生植生帯の造成を図ることを検討します	該当事業なし	継続	50ページ
			2 自然環境や親水*に配慮した水辺空間の整備を図ります	該当事業なし	継続	50ページ
			3 河川の美化について理解や関心を深めるため、啓発活動や清掃・美化活動を行います	地域局主催によるクリーンアップの開催	継続	50ページ

第1章

環境基本計画の見直しについて

基本目標	環境項目	施策の方向性	市の主要な施策		これまでの振り返り	改訂版への反映	反映箇所
命を育む多様な自然の中で、水と緑と人が共生するまち	自然空間の活用	里山や樹林地の保護と活用	1	巨木や歴史のある樹木を文化財・保存樹として指定し、大切な緑を積極的に守ります	24ある天然記念物指定の古木について状態監視、必要な処置、予防等を実施	継続（保存樹という制度がないことから天然記念物へ変更）	53ページ
			2	自然公園を中心に、貴重な緑に市民が触れ合うことのできる場を拡大するように努力します	秋田県水と緑の森づくり税事業を活用し、源流の里の青空森林教室、森の学校（森の声を聴こう）、森林体験エコウォーク、森林環境学習活動支援事業を実施	継続	53ページ
			3	事業に伴う樹林地の消失を極力回避するため、消失の低減や復元といったミティゲーション手法*の導入を検討します	横手市森林整備計画を策定	継続（分かりやすい表現へ変更）	53ページ
			4	樹林地保全のため、緑地保全地区*の指定を検討します	横手市森林整備計画を策定	継続（分かりやすい表現へ変更）	53ページ
			5	樹林地の開発抑制に努めます	横手市森林整備計画を策定	継続	53ページ
	緑化保全の活動推進	緑化保全の活動推進	1	公共施設や道路について、地域の植生に配慮した積極的な緑化に努めます	道路法面に張芝を実施 横手駅前再開発エリアにおいて、街路樹・植樹帯を設置	継続	54ページ
			2	市街地に緑の空間を創出するため、緑化推進の仕組みや制度づくりについて検討します	都市計画マスタープランの作成	継続	54ページ
			3	環境保全グループの活動を支援し、緑に関する普及啓発活動を推進します	美化ボランティア事業、環境美化推進員連絡協議会、公共施設市民サポーター制度等の実施	継続	54ページ
			4	市民参加による、花と緑があふれるまちづくり事業を実施します	大雄緑化園事業、花いっぱい運動、芝桜再生事業等の実施	継続	54ページ
			5	苗木配布、花いっぱい運動の育成を図り、市民の緑化活動を支援します	大雄緑化園事業、花いっぱい運動、芝桜再生事業等の実施	継続	54ページ
			6	環境監視員を配置し、緑や環境を守るための活動を強化します	H18.4 全域へ60名配置	継続	54ページ

第1章

環境基本計画の見直しについて

基本目標	環境項目	施策の方向性	市の主要な施策	これまでの振り返り	改訂版への反映	反映箇所
命を育む多様な自然の中で、水と緑と人が共生するまち	生物多様性の保全	生物	1 破壊された土地や生物の回復を目的に、 ビオトープ* づくりを推進します	イバラトミヨ* 等保護活動の実施	継続	56ページ
		多様性	2 公園や水辺、公共施設の整備は、生態系に配慮して計画を進めます	七日市公園、横手公園、赤坂総合公園の整備を実施	継続	56ページ
		の	3 御嶽山、保呂羽山、外山、金峰山など、数少ない自然植生の保護に努めます	秋田県自然保護指導員の推薦（6名）	継続	56ページ
		保全	4 航空防除のあり方について、継続して検討します	合併前の8協議会の体制で事業を行っており、散布農業や散布時期を統一できなかった	継続（横手市全域をエリアとした統合防除協議会を設立する予定）	56ページ
	多様な生態環境の保護	生態	1 希少動植物を保護するため、専門家の意見を聞きながら保護活動に結び付けます	モモジロコウモリ等生息調査の実施 イバラトミヨ等保護活動の実施	継続	57ページ
		環境	2 市民いこいの森や里山の樹林地を保全し、緑地の保全に努めます	秋田県水と緑の森づくり税事業を活用し、ふれあいの森整備支援事業、里山林保全事業を実施	継続	57ページ
		保護	3 河川改修は、自然の地形や生態系に考慮して行います	該当事業はなし 平鹿平野地域環境検討委員会への出席（意見提言）	河川改修は市では基本的に行わないため、事業者に対し考慮するよう求めるに変更	57ページ



モモジロコウモリ生息調査

第1章

環境基本計画の見直しについて

基本目標	環境項目	施策の方向性	市の主要な施策	これまでの振り返り	改訂版への反映	反映箇所
市民みんなで作る、人と環境にやさしいまち	自然空間の保全と活用	環境情報	1 騒音、大気、水環境などの状況について、わかりやすく情報を提供します	小・中学校において環境学習の実施	継続	59ページ
			2 個別のニーズに応じた情報を提供します	必要な情報の提供の実施	継続	59ページ
			3 清掃施設などの見学を継続して受け入れます	環境保全センター等の見学の実施	継続	59ページ
			4 学校で行う環境学習に、資料や人材を提供します	小・中学校において環境学習の実施	継続	59ページ
			5 環境活動に顕著な功績があった個人や団体を、環境保全条例により表彰し、その活動内容を紹介します	該当者なし ただし、国・県への表彰推薦あり	継続	59ページ
			6 効率的な環境情報のあり方を検討し、学習プログラムを整備します	エコ家計簿の作り方とエコ生活の実践、地球温暖化対策とごみの減量化、エコドライブ講習、ごみの分け方実践編の整備	継続	59ページ
			7 児童生徒の学習や研究資料である社会副読本などへの資料提供を行います	小学校3・4年社会科副読本「わたしたちの横手市」への提供	継続	59ページ



雄物川中学校環境学習（出前講座）

第1章

環境基本計画の見直しについて

基本目標	環境項目	施策の方向性	市の主要な施策	これまでの振り返り	改訂版への反映	反映箇所
市民みんなであつくる、人と環境にやさしいまち	自然空間の保全	学習活動の場の提供	1 子供から大人までを対象にした環境教育・環境教室を実施し、市民の環境学習活動を支援します	出前講座、環境学習の実施	継続	60ページ
			2 市民からの環境出前講座を積極的に受け入れ、内容の充実を図ります	出前講座、環境学習の実施	継続	60ページ
			3 市民、学校、企業などと協働・連携による環境教育を推進します	出前講座、環境学習の実施 横手市エコライフ協力事業所・町内会認定制度の実施	継続	60ページ
			4 こどもエコクラブの活動やサポーターを支援します	支援の実施	行政刷新会議「事業仕分け第3弾」において国の予算廃止により削除	
			5 生涯学習の場で、環境教育に関連した講座などを開催します	公民館事業において環境問題について考える講座、エコッキング等を実施	継続	60ページ
			6 人と自然が共生する緑地などの野外学習施設を整備します	天下森ふれあい農園の活用	継続	60ページ
	人と環境にやさしいまちの活用	人材育成	1 市民や企業に呼びかけ、環境リーダーの人材登録制度を確立します	地域での環境保全活動の実践者、リーダーとして活動が期待される「環境あきた県民塾」の周知	継続	60ページ
			2 自主的な市民活動を支援し、地域の環境リーダーを育成します	地域での環境保全活動の実践者、リーダーとして活動が期待される「環境あきた県民塾」の周知	継続	60ページ
			3 環境学習の場を環境リーダー育成の機会ととらえ、継続的な学習機会の提供に努めます	環境学習の開催	継続	60ページ

第1章

環境基本計画の見直しについて

基本目標	環境項目	施策の方向性	市の主要な施策	これまでの振り返り	改訂版への反映	反映箇所
市民みんなで作る、人と環境にやさしいまち	自然空間の支援	環境保全活動への支援	1 パンフレットや市報、インターネットなどを通じて、情報提供や啓発を行います	市報、ホームページ、回覧板等を利用し啓発	継続	62ページ
			2 市民、事業者、団体、市が行う活動などについて、互いに支援し合える機会をつくり、活動の拡大を図ります	横手平鹿ごみゼロあきた推進会議との共催事業の開催	継続	62ページ
			3 市民が主体となった環境保全活動を展開するため、ボランティア活動に対して支援します	横手川水辺のふれあいフェスタ、あきたエコマイスター県南協議会、横手川への稚魚放流への支援を実施	継続	62ページ
			4 こどもエコクラブの活動やサポーターの支援を行います	支援の実施	行政刷新会議「事業仕分け第3弾」において国の予算廃止により削除	
	環境保全活動の連携	環境保全活動の連携	1 市民、事業者、団体、市が連携を図りながら、環境保全活動に取り組む仕組みをつくり、環境情報やネットワーク化を進めます	美化ボランティア事業、環境美化推進員、環境衛生指導員、公共施設市民サポーター制度等の仕組みは作ったが、ネットワーク化までは至らなかった	継続	63ページ
			2 市民、事業者、団体、市それぞれが持つ特徴や得意分野・手法を生かした活動の連携と実践を図ります	花いっぱい運動、大雄緑化園事業、クリーンアップ等の実践	継続	63ページ
			3 市民、事業者、団体、市それぞれの役割分担を明確にし、提案や意見を尊重しながら連携できるシステムをつくります	環境保全審議会、廃棄物減量等推進審議会、地域づくり協議会等の開催	継続	63ページ



横手平鹿ごみゼロあきた推進会議視察

第 1 章

環境基本計画の見直しについて

基本目標	環境項目	施策の方向性	市の主要な施策	これまでの振り返り	改訂版への反映	反映箇所
市民みなでつくる、人と環境にやさしいまち	市の優先行動	市の優先行動	1 市の施設・事業所から出る可燃物削減を図ります	率先行動計画実践マニュアルに基づき、取り組みを行う 毎月、点検表にて燃えるごみの重量等を把握	省エネ法・温対法改正に伴う、国への報告義務に対応するよう市の体制を改める	65 ページ
			2 市の施設・事業所から出る一般廃棄物*の再利用を図ります	率先行動計画実践マニュアルに基づき、取り組みを行う 毎月、点検表にて燃えるごみの重量等を把握	省エネ法・温対法改正に伴う、国への報告義務に対応するよう市の体制を改める	65 ページ
			3 イベントや会議などから出る廃棄物の減量、分別収集を徹底します	担当者任せ、会場任せであった	省エネ法・温対法改正に伴う、国への報告義務に対応するよう市の体制を改める	65 ページ
			4 環境負荷の少ない製品の購入や使用を進めます	率先行動計画実践マニュアルに基づき、取り組みを行う 毎月、点検表にてグリーン購入*品目量等の把握	省エネ法・温対法改正に伴う、国への報告義務に対応するよう市の体制を改める	65 ページ
			5 庁舎で利用するエネルギーの使用抑制と有効利用を図り、温室効果ガスの排出量を削減します	率先行動計画実践マニュアルに基づき、取り組みを行う 毎月、点検表にてエネルギー使用量等の把握	省エネ法・温対法改正に伴う、国への報告義務に対応するよう市の体制を改める	65 ページ
			6 自動車の排ガス量を減らします	率先行動計画実践マニュアルに基づき、取り組みを行う 毎月、点検表にて燃料使用量等の把握	排ガス量の測定不能により、公用車の温室効果ガス排出量へ変更	65 ページ
			7 緑化、雨水利用、省資源・省エネルギー、利克雪、文化財の活用など、環境に配慮を取り入れた公共施設の整備を行います	公共施設省エネ・グリーン化推進事業により、南庁舎の冷暖房設備・ボイラー設備更新、複層サッシへ交換、LED照明交換、水銀灯交換の実施	省エネ法・温対法改正に伴う、国への報告義務に対応するよう市の体制を改める	65 ページ
			8 エコオフィス*推進運動を職場単位で展開します	環境推進員会議は開催したが、具体的なエコオフィス推進運動は展開できなかった	省エネ法・温対法改正に伴う、国への報告義務に対応するよう市の体制を改める	65 ページ
			9 他自治体や関係機関と連携し、環境に関する情報を交換するとともに、協力体制を築きます	都市環境問題対策連絡協議会、全国都市清掃会議、公害苦情相談研究会、雄物川・子吉川水質汚濁連絡協議会に参加	継続	65 ページ
			10 市の率先行動を評価するための環境管理システムを確立し、評価・点検、市民への公表を行います	環境管理システムは確立できなかったが、取り組み結果についてはホームページで公表	省エネ法・温対法改正に伴う、国への報告義務に対応するよう市の体制を改める	65 ページ

横手市環境基本計画（計画期間：平成18年度～平成27年度）の市の主要な施策についての【平成18年度～平成22年度】分を、関係担当課において振り返りを実施し、実績・課題等を基に改訂版へ反映します。



第2章

横手市環境基本計画（見直し改訂版）

- 第1節 目指すべき環境像
- 第2節 環境施策の体系
- 第3節 環境基本計画（見直し改訂版）の施策

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

第1節 目指すべき環境像

横手市は、様々な環境課題に取り組む環境理念（環境像）に『人と自然にやさしい田園都市 よこて』を掲げ、「Ⅰ．安全な環境を保ち、快適に生活できるまち」「Ⅱ．地球にやさしい、資源の循環社会をめざすまち」「Ⅲ．命を育む多様な自然の中で、水と緑と人が共生するまち」「Ⅳ．市民みんなでつくる、人と環境にやさしいまち」の4つの基本目標を立てました。

第1章第2節の見直しの基本的な考え方にもとづき、基本目標ごとに、改訂版における施策展開の方向性を示します。

基本目標 Ⅰ 安全な環境を保ち、快適に生活できるまち

健康で文化的に生活するためには、澄んだ空気と清らかな水、静かな環境は基本的な条件といえます。そのために、澄んだ大気確保、自然や生物との共生、水辺空間の整備、緑化の推進、文化財の保全と活用、雪との共存、高齢者に配慮した環境づくりなど、質の高い快適性をつくるための施策を展開します。

近年、自動車交通の普及拡大による大気汚染や、**環境ホルモン***などの有害化学物質による新たな環境問題が発生しています。これら、人や環境に悪い影響を与えるものを抑えるため、迅速な対応と低減に努め、市民が「快適に生活できるまち」の実現をめざします。

基本目標 Ⅱ 地球にやさしい、資源の循環社会のめざすまち

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済構造が生み出した、廃棄物排出量の増加やその処理に要する莫大な費用、最終処分場の残余容量の減少、資源・エネルギーの枯渇といった問題に対処するため、廃棄物の再生や再使用を促進するとともに、適正な処理の徹底を図ります。

また、水源の保全を図り水の循環利用を進めるほか、限りある資源やエネルギーの有効利用を図ります。さらに、省資源・省エネルギーを促進し、地球温暖化やオゾン層破壊など地球規模の環境問題を解決するため、環境への負荷の少ない市民生活や生産・供給のあり方を考え「資源の循環社会をめざすまち」に向けて行動する社会をめざします。

基本目標 Ⅲ 命を育む多様な自然の中で、水と緑と人が共生するまち

山脈と丘陵を東西にして広がる横手盆地は、農地や森林、河川、多くの沼や溜池が点在し、豊かな自然環境の中で多様な生物が生息しています。これらの自然環境は、将来の世代に引き継ぐ貴重な財産であり、適切な保全と活用のための環境づくりを推進するほか、農地の宅地化が進んでいる都市化地域においては、緑化を推進するとともに、里山や樹林地の保全と活用を図り、生態系に配慮した水辺空間の整備や、自然とふれあう場所の確保に努めます。

また、メダカに代表されるレッドデータブックに記載されている動植物については、地域の関係者と連携して保護につとめ「水と緑と人が共生するまち」をつくるため努力します。

基本目標 Ⅳ 市民みんなでつくる、人と環境にやさしいまち

地球規模に及ぶ環境問題を解決するための第一歩は、市民、事業者及び市が責務と役割を分担し、日常生活や事業活動において環境に配慮した取り組みを積極的に実践することが必要不可欠です。

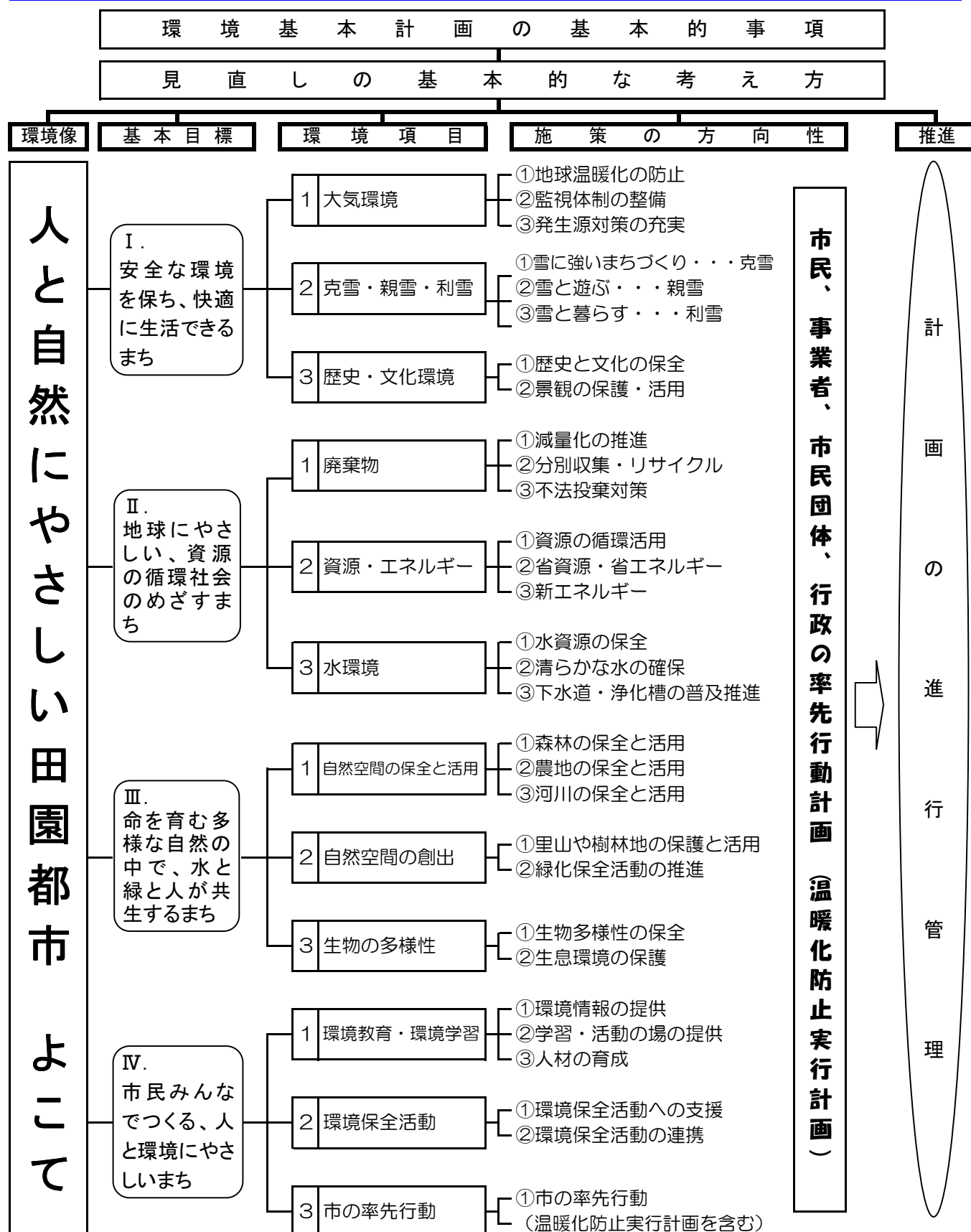
このため、環境に対する関心や理解、環境保護・保全に取り組む人材を育てるため、学校、講座、研修会、観察会、インターネット、広報、機関紙といった様々な場や手段を活用して、環境教育・環境学習を推進します。

環境問題は、非常に広範囲で複雑です。市民、事業者、環境活動団体などが行う活動を積極的に支援するとともに、主体間の連携による環境づくりの環を市全体に広げ、「人と環境にやさしいまち」の実現をめざします。

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

第2節 環境施策の体系



第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

第3節 環境基本計画（見直し改訂版）の施策

環境基本計画（見直し改訂版）においても、これまで示してきた見直し内容により、4つの基本目標、12の環境項目、30の施策の方向性からなる施策の体系に基づき推進することとします。

また、横手市総合計画後期基本計画等と整合をはかり、現状と課題を把握し、具体的に施策を展開します。

基本目標Ⅰ 安全な環境を保ち、快適に生活できるまち

環境項目 1. 大気環境

施策の方向性 ①地球温暖化の防止
②監視体制の整備
③発生源対策の充実

現 状 と 課 題	施 策 の 進 め 方
地球温暖化は、地球環境に深刻な影響を及ぼしています。 この原因となる温室効果ガスの削減については、平成10年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」で、自治体や事業者には実行計画の策定と実施を義務付けました。さらに、平成20年6月の法改正により、排出抑制等指針の策定や地方公共団体実行計画の拡充、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象拡大などが盛り込まれました。 また、地球温暖化対策に関する具体的な取り組みとして「京都議定書目標達成計画」が定められ、地方公共団体に期待される事項が示されました。市町村には、地域の特性を活かした特定のテーマを選び、地球温暖化対策に資する具体的な事業等の推進を担当することが望まれています。 本市では、環境基本計画に温暖化防止実行計画を示し、市役所独自の率先行動を実践していますが、市民・事業者に、いかに理解していただき、環境保全行動に結びつけるかが課題となっています。	地球温暖化防止のためには、私たちの生活様式の見直しは避けては通れません。 そのための対策として、環境問題全般について警鐘を鳴らしながら、情報や学習機会の提供を図るとともに、積極的に太陽光発電等の新エネルギーの普及促進に努めます。 また、市民、事業者、団体などの自主的な環境保全活動を支援するとともに、市民などからの提案や意見を尊重し、それぞれの特徴や得意分野、手法を生かした活動の連携を図ります。

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

①地球温暖化の防止

【 ◎:新規、○:継続、□:検討、△:一部実施、×:未着手又は廃止 】

市の主要な施策		具 体 的 な 内 容	目 標 年 次 ・ 評 価					担 当 課
			23	24	25	26	27	
1	市は、事業者としての立場から、「横手市役所率先行動計画」により目標をもって地球温暖化防止の取り組みを推進します	「横手市役所率先行動計画実践マニュアルステップ3」を作成し、取り組みを推進します また、市役所率先行動計画の推進内容をホームページにて公表します	○	○	○	○	○	生活環境課
			△					総務課
2	環境にやさしい新エネルギーの導入を検討します	住宅用太陽光発電の普及促進を図ります（住宅用太陽光発電システム設置費用補助の実施）	○	○	□	□	□	経営企画課
			○					
3	地球温暖化防止についての学びを支援します	横手市生涯学習推進計画に基づき、地球温暖化防止に関する出前講座、環境学習に資料や人材を提供します	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					生涯学習課
4	地球温暖化防止についての情報提供サービスを充実します	市報やエコライフ通信、ホームページを利用し、地球温暖化防止に関する情報提供を積極的に行います また、環境学習プログラムを整備します	○	○	○	○	○	生活環境課
			△					
5	秋田県地球温暖化対策実行計画を推進します	秋田県が実施する地球温暖化対策に協力します	□	◎	○	○	○	生活環境課
			◎					

②監視体制の整備

【 ◎:新規、○:継続、□:検討、△:一部実施、×:未着手又は廃止 】

市の主要な施策		具 体 的 な 内 容	目 標 年 次 ・ 評 価					担 当 課
			23	24	25	26	27	
1	自動車排ガスの常時測定を県と協力して引き続き実施します	秋田県測定値を確認・分析し、監視します	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					
2	降雨、降雪中の酸性物質の実態把握のため、酸性雨・雪のモニタリング調査を実施します	横手市環境モニタリング調査指針に基づき、モニタリング調査を実施します	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					
3	稲わら焼きや野焼きなど野外燃焼行為の禁止について、啓発・指導を引き続き行い農家からの協力を依頼します	市報、ホームページ、看板、防災無線、チラシ等を利用し啓発します 県（保健所）、警察、消防等とも協力し、指導します	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					農業政策課
4	オゾン層破壊物質であるフロン類について、適切な処理が行われるよう啓発活動に努めます	ノンフロン製品の普及促進・フロン類の適切な回収方法をホームページ等において周知します	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					
5	廃棄物焼却施設の排出ガスについて、ダイオキシン類濃度などを調査・分析しその内容をホームページで報告します	環境保全センター（3施設）と衛生センター（2施設）において調査を実施し、その内容について公表します	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					
追加 6	大気中放射線量の実態把握のため、空間放射線量を測定調査し、市報等で公表します	横手市環境モニタリング調査指針に基づき、モニタリング調査を実施し、市報等で公表します	◎	○	○	○	○	生活環境課
			◎					

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

③発生源対策の充実

【 ◎:新規、○:継続、□:検討、△:一部実施、×:未着手又は廃止 】

市の主要な施策		具 体 的 な 内 容	目 標 年 次 ・ 評 価					担 当 課
			23	24	25	26	27	
1	わが国の二酸化炭素（CO ₂ ）排出量の3割を占める自動車について、アイドリングストップなどのエコドライブを市が実践し、事業者・市民に啓発します	エコドライブ指導者講習へ参加するとともに、市役所職員向け、企業向け、市民向けエコドライブ講習会の実施を検討します	○	○	○	○	○	生活環境課
2	市は、事業者としての立場から、環境負荷の少ない車両購入と使用に努め、事業者・市民に啓発します	H17排ガス規制75%削減達成車等の低公害車の導入に努めるとともに、台数の削減を検討します ホームページ等において、低公害車の使用等呼びかけます	○	○	○	○	○	管 財 課 生活環境課
3	公共交通機関の利用や、マイカー使用を抑制するための新たな交通システムの導入を検討します	横手市地域公共交通活性化総合連携計画に基づき施策を実践します	○	○	○	○	○	経営企画課
4	大気浄化や騒音の低減といった生活環境保全に効果がある街路樹・樹林帯等の導入を図ります	都市計画マスタープランに基づき、導入を図ります	○	○	○	○	○	建設監理課 都市計画課
5	市は、事業者としての立場から、自動車の適正な整備及び適切な使用に努めます	使用する自動車の適正な整備及び適切な使用について指導等の措置を講ずるよう努めます	◎	○	○	○	○	管 財 課

横手市総合計画後期基本計画「まちづくり指標」名	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
市役所の温室効果ガス排出量の削減 (省エネ法定定期報告書の報告値)	37,397 (単位: t-CO ₂)	7%削減 (H21年度と比較)
公共交通機関の整備に不満を感じている人の割合 (まちづくりに関するアンケート調査)	24.3%	20%以下
横手駅乗員人員 (東日本旅客鉄道(株)秋田支社)	535,546人	550,000人

主な予定 計画事業	○ 市役所率先行動計画の推進・内容の公表 ○ 出前講座・環境学習への人材派遣 ○ 環境情報提供 環境学習プログラムの整備 ○ 「横手市環境基本計画」に基づく地球温暖化対策の推進 ○ 住宅用太陽光発電の普及促進 ○ 生活交通路線維持費支援事業 ○ 生活バス路線維持費支援事業 ○ 代替交通運行事業 ○ 横手市公共交通計画 ○ 横手市地域公共交通総合連携計画 ○ 地域公共交通検討事業
--------------	--

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

環境項目 2. 克雪・親雪・利雪

- 施策の方向性 ①雪に強いまちづくり【克雪】
 ②雪と遊ぶ【親雪】
 ③雪と暮らす【利雪】

現 状 と 課 題	施 策 の 進 め 方
市民にとって雪は厄介者とのイメージがある反面、雪国独特の風情ある雪景色や「かまくら」や「ぼんでん」など雪に由来する行事やスキーやスケートといった冬季スポーツ、レクリエーションなど、雪国ならではの楽しみや文化、農産物の保存・貯蔵などの伝統が育まれてきました。本市では、これら地域固有の伝統や文化を育んできた雪を、新たな冷熱エネルギーとしての利用に取り組んでいます。利雪・親雪への意識はまだ決して高いとは言えず、今後、より一層の普及啓発を行う必要があります。 また、住環境の向上を目指すうえで、住まいの雪対策が重要な課題となっています。一年を通じて、安全・安心で快適に暮らせるすまいづくりのために、雪国に適した住宅づくりを市民と協働で推進し、克雪の観点で研究・実践を勧める必要があります。 さらに、国道・県道の整備においては、朝夕を中心に渋滞が発生している箇所、冬季間通行止めを余儀なくされている路線があるなどの問題を抱えています。道路除雪は、出動基準の統一、出動指令の一元化を図りながら、各地域局単位での作業を実施しています。 直営や委託、降雪量の違いにより出動状況に違いがありますが、全市において均一で良質な除雪作業が求められています。	全国的にも有名で本市の代名詞とも言える「かまくら」行事などを今後も貴重な観光資源として活用するとともに、ここに暮らすすべての市民が雪に親しみ、雪と楽しく暮らす生活スタイルの確立に向けて、「横手市雪となかよく暮らす条例」を定めた、市民と行政が協働しながら“利雪・克雪・親雪”について実践することを啓発していきます。 また、試験研究でその成果が実証された農業分野への雪エネルギーの導入や、各種施設整備に際しての雪冷房の導入などについても積極的に取り組んでいきます。 さらに、「雪国マイスター」の表彰を通じて、雪との共生における市民活動を発掘・発信することにより、雪に対する意識の醸成に取り組んでいきます。 本市として、克雪住宅等についての研究を進めてきましたが、これまでの研究を踏まえた多雪寒冷に適した住宅の事例をさまざまな機会を捉えて広く市民に紹介していきます。また、高齢者世帯への克雪ボランティアや集落住民による除雪支援などについて、福祉部門や地域住民などと連携を強化します。 国道や県道の整備については、地域の要望等を聞きながら、安全な走行の確保、慢性的な渋滞の解消、危険箇所の解消等を国や県に働きかけます。 道路除雪においては、各地域局間の連携と計画的な除雪機械の配備により、均一な路面の確保に努めます。また、秋田県との連携による効率的な道路除雪を推進します。また、「町内会等除雪活動費補助制度」により、冬季の生活道路の確保を図ります。

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

①雪に強いまちづくり【克雪】

【 ◎:新規、○:継続、□:検討、△:一部実施、×:未着手又は廃止 】

市の主要な施策		具 体 的 な 内 容	目 標 年 次 ・ 評 価					担 当 課
			23	24	25	26	27	
1	安全で良好な冬の道路交通確保のため、除雪基本計画を市民に周知し、市民が対応すべき除雪時の障害物排除などのルールを徹底します	横手市除雪基本計画に基づき、市民との協力体制を構築します	○	○	○	○	○	建設監理課
			○					
2	市と市民が共同で除雪作業を進めるため、除雪機械などの購入及び維持経費の一部補助を行います	横手市除雪基本計画に基づき、市民が行う除雪活動に対する支援を実施します（町内会等除雪活動費補助金交付制度、生活道路除雪協働事業制度）	○	○	○	○	○	建設監理課
			○					
3	高齢者家庭など雪下ろしや除雪作業が困難な方に対し、作業員の斡旋や補助制度を実施します	雪下ろし雪よせ支援事業を実施します	○	○	○	○	○	高齢ふれあい課
			○					
4	除雪や雪下ろしボランティア活動を支援します	H22年度受け入れ事業を検証し、より良い受入支援体制を構築します	○	○	○	○	○	高齢ふれあい課
			○					
5	市民の生活を守るため、除雪作業は午前7時30分まで市内対象路線全ての除雪を終了させます	横手市除雪基本計画に基づき、午前2時30分に開始し、午前7時30分までに完了するよう努めます	○	○	○	○	○	建設監理課
			○					
6	除雪を考えたまちづくりや、雪に強い住まいの普及に努めます	横手市除雪基本計画に基づき、防雪施設・スノーボールの設置、市民との協力体制を構築、各地域局・建設部の連携強化を図ります	○	○	○	○	○	建設監理課
			○					
7	雪処理のための手法について検討し、雪に強いまちづくりを推進します	市街地において、流雪溝の延伸等を図り受益面積を拡大させます	○	○	○	○	○	道路河川課
			○					

②雪と遊ぶ【親雪】

【 ◎:新規、○:継続、□:検討、△:一部実施、×:未着手又は廃止 】

市の主要な施策		具 体 的 な 内 容	目 標 年 次 ・ 評 価					担 当 課
			23	24	25	26	27	
1	雪国の歴史や文化、遊びを社会教育やイベントの場で紹介し、元気な子どもたちを育みます	横手市生涯学習推進計画に基づき、あそぼうシリーズの実施や昔の遊び体験の実施、地域の伝統的な祭りや習俗の保存と継承を支援します	○	○	○	○	○	生涯学習課
			○					文化財保護課
2	冬の伝統行事やスポーツ、レクリエーションの振興を図ります	横手市生涯学習推進計画に基づき、郷土芸能やかまくらなど、伝統文化・伝統行事を活かした資源の整備活用や、スポーツ・レクリエーションの活動機会の提供、スポーツ大会やイベントを支援します	○	○	○	○	○	生涯学習課
			○					スポーツ振興課
3	かまくらづくりや雪国体験ツアーなど、雪を利用した観光の可能性を探ります	小中学生向けの体験学習を継続し、大人や外国人をターゲットにしたツアー等を検討します	○	○	○	○	○	観光物産課
			○					

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

③雪と暮らす【利雪】

【 ◎：新規、○：継続、□：検討、△：一部実施、×：未着手又は廃止 】

市の主要な施策		具体的な内容	目標年次・評価					担当課
			23	24	25	26	27	
1	雪の持つ冷熱エネルギーを活用して、農産物の冷温貯蔵や保存、住宅の冷房設備、イベントなど幅広い活用を検討します	雪室貯蔵施設や雪冷房設備の維持管理を行い、1年を通しての利活用・啓発を検討します	○	○	○	○	○	経営企画課
			□					
2	雪を考えるタウンミーティングや、豪雪地の自治体とシンポジウムを開催し情報交換を行います	情報交換を積極的に行い、その結果を「学雪のすゝめ」に活かします	○	○	○	○	○	経営企画課
			○					建設監理課
3	公共施設や農業施設にヒートポンプなどの新エネルギーを活用して、地球温暖化要因の排除に努めます	省エネ法の規定による中長期計画に基づき、導入を検討します	○	○	○	○	○	管財課 建築住宅課 農業政策課
			○					
4	雪国の暮らしと住まいについて研究・活動する機関等と連携し、その成果の周知を図ります	横手市除雪基本計画を作成します また学雪のすゝめや学雪通信等を発行し、成果を周知します	○	○	○	○	○	建設監理課
			○					
5	雪処理や雪活用の事業化に向けた取り組みを支援します	横手市除雪基本計画に基づき、市民が行う除雪活動に対する支援を実施します（町内会等除雪活動費補助金交付制度、生活道路除雪協働事業制度）	○	○	○	○	○	建設監理課
			○					
6	雪国マイスターの表彰を通じて、雪との共生における市民活動を発掘・発信し、雪に対する意識の醸成に取り組みます	横手市雪となかよく暮らす条例推進要綱第8条に基づき、雪国マイスター表彰事業を実施します	○	○	○	○	○	経営企画課
			□					

横手市総合計画後期基本計画「まちづくり指標」名	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
雪冷房システム導入施設	2施設	3施設
「雪国マイスター」表彰団体	13団体	18団体
ボランティア団体数	1団体	3団体
都市計画道路の整備率	57.2%	58%
幹線市道の改良率	97.56%	98%
橋梁点検の実施 (橋長2m以上15m未満 1, 133橋)	0%	30%
道路除雪に関する苦情件数	592件	300件
道路の市民サポーター数	11団体	15団体
除雪活動団体数	320団体	340団体

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

主な予定 計画事業	○ 横手市雪となかよく暮らす条例に基づく市民委員会の開催 ○ 雪国マイスター表彰事業 ○ 雪と親しむ日事業 ○ 啓発活動の実施 ○ 横手地域 中央線街路事業（継続） ○ 地方道路交付金事業 ○ くらしのみちづくり事業 ○ 橋梁長寿命化事業 ○ 道路、水路等維持補修事業 ○ 除雪基本計画の作成 ○ 除雪機械整備事業 ○ 公共施設市民サポーター制度 ○ 生活道路原材料支給事業 ○ 町内会等除雪活動費補助事業
----------------------	--



排
雪
風
景



か
ん
じ
き
ウ
オ
ー
キ
ン
グ

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

環境項目 3. 歴史・文化環境

- 施策の方向性 ①歴史と文化の保全
②景観の保護・活用

現 状 と 課 題	施 策 の 進 め 方
本市は豊かな自然風土や民俗行事、史跡や歴史的なまちなみなどの豊富な郷土文化を有します。指定文化財では、個人所有の文化財保存管理や無形民俗文化財の後継者育成に問題を抱えております。さらに郷土遺産が広く市民には知られておらず、情報提供や活用の充実が課題となっています。 また、各地域には小規模な博物館類似施設があることから、今後、活用方法の大幅な見直しが必要です。 歴史の教科書にも登場する史上名高い後三年合戦（役）は、史跡や逸話が市内各所に伝えられています。中でも大鳥井山遺跡や沼柵、金沢柵は、史実に登場する要衝とされ、往時を偲ばせる景観は保存状態も良好です。文化庁にも高い評価をいただき、大鳥井遺跡は平成22年2月に国指定史跡になりました。また、沼柵及び金沢柵についても、位置及び内容が明らかとなれば、国指定に相当すると評価されています。大鳥井遺跡以外は合戦との関連に確証がないものの、まさに横手市固有の文化遺産であり、今後の調査での歴史解明に大きな期待が持てます。 人工的な環境が肥大化し、自然と調和した都市が失われていく中で、本市は身近にある豊かな自然や伝統的なまちなみがさまざまな形で市民生活に溶け込み、魅力的な都市空間を形成しています。しかしながら、近年は、市街地縁辺部の開発や伝統的なまちなみに暮らす市民の高齢化による維持管理の困難などから、一部の貴重な景観が失われてきています。本市では、景観のまちづくり条例などを制定し、積極的に景観の整備、保全の取組を行ってきましたが、条例等に基づく行為の届出勧告等のソフト手法の限界から景観をめぐるトラブルが増加し、対策に苦慮しています。	地域の郷土遺産について調査を進め、市民に紹介するとともに、次代へ継承します。具体的には、郷土を代表する文化財の市指定を行うとともに、市文化財指定の保護管理の支援を図ります。また、市内に残る伝統的建物群の保存活用のための調査を行います。 横手市全域を博物館と位置づけ、かけがえのない地域の記憶を見つめ、市民自ら学び楽しむことによって地域に暮らしていることを誇りを持てる新たな生活環境感の醸成を目指します。中核施設として、機能充実を図った雄物川郷土資料館・後三年の役金沢資料館及び民家苑を位置づけます。また、その他の既存資料館施設は、集約を図りながら特徴を持った施設に再生し、周辺地域に点在する文化財や景観とのネットワーク化を進めます。 市内全域に残る後三年合戦（役）の史跡を素材として、郷土の歴史・風土の調査・記録、歴史的環境の保全と活用を図るとともに、埋蔵文化財センターの整備を検討します。沼柵及び金沢柵の継続調査による資料集積を図り、史実の解明と歴史的評価を明らかにするとともに、国の史跡指定を目指します。国指定史跡大鳥井山遺跡については、調査整備・活用公開し、誇れる私たちの文化遺産として郷土への愛着の醸成と理解の共有化を図るとともに、観光や情報発信など豊かなまちづくりの具体的な資源といたします。 豊かな自然、伝統的なまちなみや歴史的な建造物など、優れた都市景観を保全、整備するため、これまでの事業手法に加え、住民参加、あるいは住民主体の景観のまちづくりを推進します。国が平成16年に景観法を制定し、当市においても平成21年度に景観行政団体となりました。今後は、地域の個性を反映できるよう、条例で規制内容を決定するなどの景観計画を作成し、景観行政の推進を図ります。

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

①歴史と文化の保全

【 ◎:新規、○:継続、□:検討、△:一部実施、×:未着手又は廃止 】

市の主要な施策	具体的な内容	目標年次・評価					担当課
		23	24	25	26	27	
1	市固有の歴史と文化について、伝承・保存・調査・記録・展示し、新たな歴史・文化環境を育みます	○	○	○	○	○	文化財保護課
		○					
2	横手のかまくら行事など、特異な歴史・文化を観光資源として活用します	○	○	○	○	○	観光物産課
		○					

②景観の保護・活用

【 ◎:新規、○:継続、□:検討、△:一部実施、×:未着手又は廃止 】

市の主要な施策	具体的な内容	目標年次・評価					担当課
		23	24	25	26	27	
1	「横手市環境保全条例」、「横手市山と川のある景観のまちづくり条例」により、環境に配慮した保護・活用を推進します	□	◎	○	○	○	都市計画課
		□					
2	地域の人材を活用した「ふるさと学習」を展開するため、学習環境づくりと学習メニューの開発を行います	○	○	○	○	○	生涯学習課
		○					
3	学校教育の自然や文化に関係する学習を支援します	○	○	○	○	○	生涯学習課
		○					
4	文化財、町並み、自然景観などを結ぶ「歴史・文化散策の道モデルコース」をつくり、市民が気軽に触れられる学習体験ロードとします	○	○	○	○	○	文化財保護課
		○					
5	景観保護と啓発を目的に、文化財ボランティアや団体の育成を行います	□	◎	○	○	○	都市計画課
		□					

横手市総合計画後期基本計画「まちづくり指標」名	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
天然記念物の養生実施回数	2件	12件（累積）
指定文化財件数（国・県・市登録）	242件	247件
指定文化財標柱の更新数	延べ23ヵ所	延べ40ヵ所
シンポジウム・公開講座等参加人数	450人	800人
既存博物館類似施設・郷土資料収蔵施設の集約	15施設	12施設

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

横手市総合計画後期基本計画「まちづくり指標」名	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
郷土の史跡・文化財探訪コース (市文化財保護協会連絡協議会への委託事業)	20コース	35コース
市内主要城柵城館遺跡範囲確認調査	試掘6ヵ所	試掘10ヵ所
後三年合戦（役）関連史跡の文化財指定	1遺跡	3遺跡
現地説明会の開催	5回	11回
景観計画区域	0区域	1区域

主な予定 計画事業	○ 横手市文化財保護審議会（年2回開催） ○ 指定文化財保護管理事業（天然記念物養生・建造物維持管理支援） ○ 郷土文化保存伝承事業（横手市文化財保護協会連絡協議会への委託事業） ○ 横手市民俗芸能フェスティバル（市指定無形民俗文化財継承活動支援） ○ 市内文化財調査（郷土遺産の現況把握・分布地図・パンフレットの作製） ○ 伝統的建造物群保存対策調査（増田地区） ○ 文化財保存活用施設整備事業 ○ 小中学校総合学習等への取組支援 ○ 指定天然記念物養生事業 ○ トミヨ及びイバラトミヨ生息地環境維持 ○ 資料館施設連携充実（地域巡回展・常設展示定期更新・施設の発展的統廃合） ○ 文化財データベース整備（郷土資料の一括管理と活用） ○ 施設使用料の検討（共通入館券・減免規定） ○ 市民協働事業の検討（文化財保存継承団体・観光案内ボランティア団体） ○ エコ・ミュージアム構想の検討 ○ 後三年合戦（役）等関連遺跡整備指導員会（年2回・講演会） ○ 後三年合戦（役）史跡検討会（年2回） ○ （改名）後三年合戦関連遺跡等調査事業 ○ 主催講座の開催（雄物川郷土資料館公開講座・現地見学） ○ 郷土の史跡文化財探訪（委託事業・郷土文化保存伝承事業） ○ 後三年合戦等保存活用整備事業（年1回・公開シンポジウム） ○ 景観計画策定事業
--------------	--

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

基本目標Ⅱ 地球にやさしい資源の循環社会をめざすまち

環境項目 1. 廃棄物

- 施策の方向性 ①減量化の推進
②分別収集・リサイクル
③不法投棄対策

現 状 と 課 題	施 策 の 進 め 方
ごみの収集処理は、市内に3カ所ある環境保全センターごとに異なっています。資源ごみも同様で、地域ごとに収集方法や種類が異なり、ここ5年間の収集量は、ほぼ横ばいの状態です。 環境負荷の少ない循環型社会の形成を図るためには、ごみの排出量削減と資源ごみをリサイクルすることが不可欠であり、そのためには、環境保全という市民の共通認識のもとで、ごみ収集と処理形態の統一を図り、リサイクル活動を推進することが必要です。 現在、市のごみ処理施設は、老朽化が懸念される小規模な3つの環境保全センターで行っていますが、循環型社会を形成し、多くの課題に対応するため、総合的な統合施設の整備が必要となっています。 また本市では、毎年約50件もの不法投棄が報告されており、自然環境の破壊や地域の景観を損なう行為が依然として後を絶ちません。産業廃棄物や一般廃棄物の不法投棄を防止し、市民の快適な生活を確保するためには、パトロール体制の充実や土地管理者の協力とともに、市民が一丸となった監視体制の強化と、不法投棄を「しない」「させない」「許さない」という意識啓発が必要です。	市内に3カ所ある環境保全センターの処理機能の違いを考慮しながら、できる限り分別収集ルールを統一化し、資源ごみ収集量の増加に努めることや生ごみの堆肥化などで、ごみのリサイクルを推進するとともに、利用しやすい補助制度の活用を検討し、啓発活動に結び付けます。 一般廃棄物処理統合施設は、環境影響調査、整備計画策定を経て、平成24年度から建設に着手、平成27年度に稼働を開始する予定です。このため、平成18年度に策定した「循環型社会形成推進地域計画」に基づき、ごみ処理統合施設整備推進本部によるごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターの整備について検討を進めます。 市内全域の環境状況などの把握と不法行為を防止するための環境監視員を配置し、監視・巡視活動や環境保全のための指導・啓発を行います。 また、全国市長会が提唱する「不法投棄監視ウィーク」にあわせ、パトロール、広報活動等を実施します。さらに、不法投棄されやすい場所の所有者や管理者に、清掃や防護柵設置等について一層の管理をお願いするとともに、市民が監視員となり、不法投棄を許さないという意識の徹底を図ります。

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

①減量化の推進

【 ◎:新規、○:継続、□:検討、△:一部実施、×:未着手又は廃止 】

市の主要な施策		具体的な内容	目標年次・評価					担当課
			23	24	25	26	27	
1	市は、事業者としての立場から「横手市役所率先行動計画」に基づき、ごみ減量化に努めます	「横手市役所率先行動計画実践マニュアルステップ3」を作成し、取り組みを推進します また、市役所率先行動計画の推進内容をホームページにて公表します	○	○	○	○	○	生活環境課
			△					総務課
2	生ごみの減量化や資源化を推進するため、生ごみ処理機（コンポスト容器など）設置費の一部を補助し、家庭用生ごみ処理機の普及を図ります	横手市生活環境対策事業補助金を継続し、利用しやすいよう様式を変更する等補助金交付要綱の見直しを検討します	○	○	○	○	○	生活環境課
			△					
3	市報などによるごみ減量の周知や、小学生を対象にした環境学習により啓発活動を行います	指定ごみ袋や分別お助け帳等を利用し、生ごみの水きり減量対策を実施します また、ごみやリサイクルについての学びの機会を提供します	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					
4	最終処分場の適正な埋立て管理に努め、使用可能年数の延長に努めます	H23年度まで、西部最終処分場への集中処理を継続します（この間、南東地区最終処分場の受入を休止し、延命化を図ります）	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					
5	下水汚泥の減量化を図るため、堆肥や農地への還元、土壌環境に与える影響などについて検討します	汚泥を肥料化した「Land Keeper 森のつち」の無料配布を継続します また、南部流域横手処理センターでの炭化処理について、県との機能合体について検討します	○	○	○	○	○	下水道課
			○					
6	生ごみの減量化を図るため、生ごみの水きり等減量対策の周知やモデル地区における堆肥化や有効利用の検討を行います。	横手市一般廃棄物処理基本計画、処理実施計画に基づき、生ごみ減量化等の取り組みを進めます	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					

②分別収集・リサイクル

【 ◎:新規、○:継続、□:検討、△:一部実施、×:未着手又は廃止 】

市の主要な施策		具体的な内容	目標年次・評価					担当課
			23	24	25	26	27	
1	市民や事業者によるリサイクル活動を積極的に支援し、エコライフ協力事業所・一般家庭と連携し、市自らも取り組みを強化します	横手市分別収集計画に基づき、指定ごみ袋による手数料制によるごみ減量化等の取り組みを実施します	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					
2	ごみ分別収集の統一と、資源化や適正処分を図るため、処理施設の統合整備に向けた取り組みを推進します	横手市一般廃棄物処理基本計画に基づき、統合施設の整備推進を進めます	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					
3	ごみや資源の分別・回収方法などの情報を提供し、周知します	横手市分別収集計画に基づき、リサイクルボックス収集の定着化等を実践します	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					
4	循環型社会形成推進地域計画に基づき、ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設・リサイクルセンターの整備について検討を進めます	ごみ処理統合施設には、リサイクルなど環境に関する情報提供の場として住民啓発施設のほか、敷地内に緑地帯を整備して、環境活動の拠点づくりを目指します	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

③不法投棄対策

【 ◎：新規、○：継続、□：検討、△：一部実施、×：未着手又は廃止 】

市の主要な施策	具 体 的 な 内 容	目 標 年 次 ・ 評 価					担 当 課
		23	24	25	26	27	
1	不法投棄の未然防止と早期発見の監視・指導のため、環境監視員を市内全域に配置します	○	○	○	○	○	生活環境課
	横手市環境監視員設置に関する要綱に基づき配置し、環境監視員の連携・活動内容を強化します	○					
2	家電リサイクル法などの周知をはかり、不法投棄の防止対策を強化し、「不法投棄ゼロ運動」を展開します	○	○	○	○	○	生活環境課
	横手市一般廃棄物処理基本計画に基づき、市民・事業者・市の三者一体のパートナーシップの構築を目指します	○					

横手市総合計画後期基本計画「まちづくり指標」名	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
環境保全センターの可燃物焼却処理量の削減 (平成18年度の排出量に比較して)	2.3%削減	8%削減
1日一人当たりのごみ排出量の削減 (1.5%削減)	885g	872g
ごみの資源化率の向上	17.5%	18.0%
ペットボトル及びその他廃プラスチックの資源化 (一般廃棄物処理基本計画)	370t	400t
環境保全センター施設見学	28団体 802人	30団体 850人
廃棄物処理施設の統合	3施設	1施設
不法投棄件数の削減	49件	25件以下

主な予定 計画事業	○ 分別収集ルールの一斉化と周知活動 ○ 地球を救おうリサイクル事業 ～生活環境対策事業補助金（生ごみ処理器購入等補助）～ ○ 出前講座・環境学習への人材派遣 ○ 横手市環境監視員による環境監視事業（60名） ○ ごみ処理施設統合整備事業 ○ 一般廃棄物処理基本計画 ○ 循環型社会形成推進地域計画（平成25年度以降の計画策定）
--------------	--

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

環境項目 2. 資源・エネルギー

施策の方向性 ①資源の循環利用

②省資源・省エネルギー

③新エネルギー

現 状 と 課 題	施 策 の 進 め 方
平成19年3月に策定された「横手市バイオマスタウン構想」を基本とし、廃棄物系バイオマスについては4堆肥センターを中心として循環型農業のさらなる拡大を進めています。また、廃食用油をバイオディーゼル燃料へ変えるプラントの実証試験も平成20年度より実施しており、現在、問題点等を洗い出し、解決策の検討を行っています。資源循環型社会への変換の必要性に対する啓発を図るとともに、シイタケの廃菌床やもみ殻など未利用系バイオマスの具体的な利用方法の検証を順次進めて行くことが大切です。 本市では、地域固有の伝統や文化を育んできた雪を、冷熱エネルギーとして利用しています。しかし、冷暖房施設に関してはコストの関係で割高になる問題もありますので、太陽光発電や太陽熱利用など新エネルギーの導入を検討します。	資源循環型社会の構築のため、バイオマスを利用する上での初期投資、バイオマスの安定的な収集、経済性などさまざまな問題について産・学・官が協力して、その利用方法や利用形態を順次検証していきます。今後は、特に未利用系バイオマスの中でもシイタケの廃菌床の利用方法について検討を行い、稲わらやもみ殻等についても順次検討を進めます。また、利活用がある程度確立したものについては、民間の運営に委ねる等の検討を行い、バイオマスの利活用を横手市全体に普及推進します。 資源・エネルギーについては、情報や学習機会の提供を図るとともに、積極的に太陽光発電等新エネルギーの普及促進に努めます。また、市民、事業者、団体などの自主的な環境保全活動を支援するとともに、市民などからの提案や意見を尊重し、連携を図ります。

①資源の循環利用

【 ◎:新規、○:継続、□:検討、△:一部実施、×:未着手又は廃止 】

市 の 主 要 な 施 策		具 体 的 な 内 容	目 標 年 次 ・ 評 価					担 当 課
			23	24	25	26	27	
1	ごみ焼却場の統合処理施設の整備に向けて、廃熱を活用した温水供給、発電などの事業の検討を行い、「循環型社会」の形成に向けた取り組みを実行します	横手市一般廃棄物処理基本計画に基づき、熱回収利用等も考慮した環境負荷の少ない統合廃棄物処理施設の検討を進めます	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					
2	バイオマスを活用した生産システムの構築を図ります	未利用系バイオマスであるシイタケの廃菌床の利用について検討を行い、稲わらやもみ殻等についても順次検討を進めます	◎	○	○	○	○	農業政策課
			◎					

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

②省資源・省エネルギー

【 ◎:新規、○:継続、□:検討、△:一部実施、×:未着手又は廃止 】

市の主要な施策	具 体 的 な 内 容	目 標 年 次 ・ 評 価					担 当 課
		23	24	25	26	27	
1	市は、事業者としての立場から、「横手市役所率先行動計画」により目標をもって省資源・省エネルギーの取り組みを推進します また、市役所率先行動計画の推進内容をホームページにて公表します	○	○	○	○	○	生活環境課
		△					総務課

③新エネルギー

【 ◎:新規、○:継続、□:検討、△:一部実施、×:未着手又は廃止 】

市の主要な施策	具 体 的 な 内 容	目 標 年 次 ・ 評 価					担 当 課
		23	24	25	26	27	
1	太陽光発電など、環境にやさしい新エネルギー（再生可能エネルギー）の導入と、市民・事業者への導入の支援策を検討します 風力発電、太陽光発電、小水力発電、太陽熱利用、バイオマス発電等の活用を検討を行います	○	○	○	○	○	経営企画課 生活環境課 農業政策課
		○					

横手市総合計画後期基本計画「まちづくり指標」名	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
廃棄物系バイオマス利用率	83%	90%
未利用系バイオマス利用率	16%	30%

主な予定計画事業	○ 地域バイオマス利活用交付金事業 ○ 地方公共団体対策技術率先導入補助事業
----------	---



BDF製造施設（十文字）

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

環境項目 3. 水環境

施策の方向性 ①水資源の保全

②清らかな水の確保

③下水道・浄化槽の普及推進

現 状 と 課 題	施 策 の 進 め 方
本市の水道未普及地域では、地下水位の低下・水量の減少が見られるとともに、水質の悪化が懸念されています。このような問題を抱える中で、私たちには本市の魅力あふれる自然や文化を次の世代に継承する義務があります。そのため、一人ひとりが極めて幅広い環境問題について認識を深めて対策を講じることが必要であり、市には環境問題について警鐘を鳴らし、環境保全のための啓発活動を推進することが求められます。 また、生活環境の変化から、生活排水による水質汚濁が問題となっており、社会的にもその対策の必要性和緊急性が深く認識されるようになっていきます。計画的に下水道事業、農業集落排水事業等を進めていますが、個々の経済的問題や下水道事業等について十分な理解を得られていないことなどから、生活排水処理区域の水洗化率は71.4%と低い現状です。下水道等は、便利で快適な生活を享受し、豊かさを実感できる地域づくりを実現するうえで欠くことのできない施設であり、若者の定住の促進や地域振興などの面からも、その整備が重要になっています。 し尿処理施設は下水道施設と同じく、快適な生活環境をつくるために欠くことのできない施設です。しかしながら、老朽化の著しいし尿処理施設を引き続き使用していくためには、大幅な改築や更新等が必要となり、財政的に大きな負担が生ずることになります。このため、今後の処理計画の早急な検討が必要となっています。	安全な水の供給にむけて、水道未普及地域については、その緊急性を考慮し解消を目指します。 さらに、環境に配慮した生活の実践を図るため、環境モニタリング調査を実施し、具体的な情報の提供、環境教育活動等を実施します。 横手市下水道等整備構想に基づき、下水道事業、集落排水事業、浄化槽事業それぞれの特性を考え、投資効果等を勘案しながら計画的に整備を進め、下水道等普及率の向上に努めます。また、横手市水洗便所等改造資金融資あっせん制度の周知や下水道加入促進のための施策を充実させ、水洗化率の向上を図ります。これまでし尿処理と分離していた下水道を一体的に捉え、効率的な処理と維持管理ができるよう検討します。さらに、秋田県で進めている「あきた循環のみず推進事業」との整合性を図り、し尿等を流域下水道に投入できるよう関係機関との協議を進めていきます。

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

①水資源の保全

【 ◎:新規、○:継続、□:検討、△:一部実施、×:未着手又は廃止 】

市の主要な施策		具 体 的 な 内 容	目 標 年 次 ・ 評 価					担 当 課
			23	24	25	26	27	
1	道路や水路などの整備については、水の涵養機能を高めることに考慮し、関係機関と協議して計画します	該当事業があった場合は、透水性アスファルトの使用や環境保全型ブロック等の導入を検討します	○	○	○	○	○	道路河川課
			○					
2	市民ボランティアとともに、山地に地域の植生を考慮した広葉樹の植林を進めます	横手市森林整備計画に基づき、森林所有者、森林組合、森林管理署、林業事業体、森林ボランティア団体等との連携を強化し、国・秋田県等の補助事業を活用して積極的な森林整備の推進を図ります	○	○	○	○	○	農林整備課
			○					
3	地下水の適正使用と保全について考え、市民や事業者と協力を図ります	秋田県（保健所）と連携し、地下水（井戸水）調査を実施します	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					
4	下水道工事や河川改修工事などで、地下水の遮断や水脈の移動が生じないように工法に配慮します	実施設計や測量業務に組み込めるか検討します	○	○	○	○	○	道路河川課
			□					下水道課
5	開発行為にあっては、敷地内に緑や土の空間を確保し、雨水の地下浸透を促すよう指導します	開発行為について、法や市要綱に基づき、指導を実施します	○	○	○	○	○	都市計画課
			○					

②清らかな水の確保

【 ◎:新規、○:継続、□:検討、△:一部実施、×:未着手又は廃止 】

市の主要な施策		具 体 的 な 内 容	目 標 年 次 ・ 評 価					担 当 課
			23	24	25	26	27	
1	湧水、河川の水質調査を行い、情報を公開します	横手市環境モニタリング調査指針に基づき、モニタリング調査を実施し、ホームページにおいて公表します	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					
2	水質汚染事故を防ぐための啓発を行い、効率的な事故対応ができるシステムを確立します	雄物川・子吉川水系水質汚濁防止連絡協議会との連携を図ります	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					危機管理室
3	河川の水質汚濁原因である汚水や廃水の流入削減や、節水の取り組みについて、啓発と情報提供を行います	吉乃鉱山坑廃水処理事業を実施します 横手市環境モニタリング調査指針に基づき、モニタリング調査を実施し、ホームページにおいて公表します	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					
4	河川や池沼など、水辺の浄化運動・清掃作業を支援します	横手市一般廃棄物処理基本計画に基づき、地域清掃ボランティアの支援と拡充を進めます	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

③下水道・浄化槽の普及推進

【 ◎：新規、○：継続、□：検討、△：一部実施、×：未着手又は廃止 】

市の主要な施策		具 体 的 な 内 容	目 標 年 次 ・ 評 価					担 当 課
			23	24	25	26	27	
1	河川の水質改善のため、下水道と浄化槽の普及を推進します	横手市公共下水道事業計画、横手市下水道等整備構想に基づく、事業を実施します	○	○	○	○	○	下 水 道 課
			○					
2	下水道認可区域外における、一般住宅などの浄化槽設置に対する補助事業を継続します	横手市浄化槽設置整備計画、循環型社会形成推進地域計画に基づき、事業を実施します	○	○	○	○	○	下 水 道 課
			○					

横手市総合計画後期基本計画「まちづくり指標」名	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
水道普及率	80.6%	84.2%
上水道の整備における満足度 (まちづくりアンケート調査)	83.1%	85.0%
河川等クリーンアップ参加者数（年間）	6,278人	7,000人
下水道等普及率（生活排水処理施設）	67.7%	78.7%
水洗化率（生活排水処理施設）	71.4%	78.7%
生活排水処理率	48.3%	69.8%

主な予定 計画事業	○ 未普及地域解消事業 ○ 都市河川水質調査（3ヵ所） ○ 湧き水水質調査（3ヵ所） ○ 公共下水道事業 ○ 特定環境保全公共下水道事業 ○ 農業集落排水整備事業 ○ 浄化槽市町村整備推進事業 ○ 合併処理浄化槽設置整備事業 ○ 農地・水・農村環境保全向上対策事業 ○ 河川等クリーンアップ（地域局主催） ○ 環境監視員による環境保全事業 ○ 休廃止鉱山坑廃水処理事業 ○ 下水道長寿命化支援事業 ○ 一般廃棄物処理基本計画 ○ 秋田湾雄物川流域下水道事業 ○ 一般廃棄物処理基本計画
--------------	---

基本目標Ⅲ 命を育む多様な自然の中で、水と緑と人が共生するまち

環境項目 1. 自然空間の保全と活用

- 施策の方向性 ①森林の保全と活用
②農地の保全と活用
③河川の保全と活用

現 状 と 課 題	施 策 の 進 め 方
本市の総土地面積69,304haのうち、37,539ha（54％）が森林面積となっています。さらに森林面積の95％、35,741haが民有林で、その割合は高くなっています。スギ人工林は、戦後の施策により植林され、現在の齢級別構成は、45年生以下の若・幼齢林が63％を占めており、大部分が除伐・間伐等の保育が必要な時期にあります。これらの施業は、健全な森林の持つ公益的機能の維持、増進の観点からも重要ですが、林業収益の悪化、林業労働者の減少と高齢化等により、維持管理に支障をきたすことが懸念されています。 農業生産の基盤である農地については、農業生産性の向上や生産コストの低減を図るため、大規模ほ場整備や農道、用排水路等の改修に努めてきましたが、中山間地域における区画形状等が不備など地域間較差が生じています。収益性の向上や担い手の安定確保を図るためにも、早期の生産基盤整備が必要です。 県内最大の河川である雄物川、それにつながる支流、小川や水路、池沼、湧水池、水田等、横手市の多様な水辺は、水循環の大きなサイクルを担い、多様な動植物や人間の生存にとって欠くことができない自然環境です。しかし、都市化や生産活動の活性化に伴う過剰な取水とかん養機能の低下等により、河川や水路の流量減少、地下水位の低下や枯渇現象に加え、水質汚濁や水辺環境の悪化が懸念されています。また、ごみのポイ捨てや悪質な不法投棄も後を絶たず、清掃活動や不法投棄を防ぐ取組が必要となっています。	本市の森林整備計画に基づき、森林所有者、森林組合、森林管理署、林業事業体、森林ボランティア団体との連携を図りながら、補助事業等を活用して全市一体となって積極的な森林整備の推進を図ります。また、多様な森林づくりのため、森林資源の循環を再生させ、長伐期化、広葉樹林化、針広混交林化など100年先を見据えた森林整備を推進します。 農地の生産性と収益性を高めるため、ほ場整備のほか、農業用排水路、ため池、頭首工等の施設整備を実施し、生産基盤強化と農業経営の安定を図ります。なお、市民との協議や合意を尊重し、農村環境と自然との調和や地域の特性に配慮しながら事業を推進します。また、農地・農業用水等を地域社会の共通資本と位置づけ、その利益は農家以外の地域住民も受けとることから、環境の良好な保全と資質向上を図るため、地域ぐるみの地域協働活動を推進します。さらに、減農薬・減化学肥料等により、環境にやさしい農業・農村を構築するための先進的な営農活動として、環境保全型農業を推進します。 貴重な水辺環境とかん養機能の強化等を図るため、道路や河川改修、下水道工事等の工法にあたっては、水のかん養機能に配慮するとともに、地下水の遮断や水脈の移動が生じないように考慮し、水辺環境の保全・整備に寄与します。また、河川汚染の主原因といわれる生活排水の適切な処理を図るため、下水道や浄化槽等の普及を推進します。さらに、河川や湧き水の水質調査により汚濁を監視するほか、下水道等との接続や節水についての情報提供、河川や池沼等の清掃活動・不法投棄防止活動・浄化運動を支援し、啓発活動にも努めます。

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

①森林の保全と活用

【 ◎:新規、○:継続、□:検討、△:一部実施、×:未着手又は廃止 】

市の主要な施策		具 体 的 な 内 容	目 標 年 次 ・ 評 価					担 当 課
			23	24	25	26	27	
1	御嶽山のブナ林や保呂羽山、外山、金峰山のブナやユキツバキ群落を活用した自然愛護活動や学習会を開催し、森林に対する意識の醸成を図ることで保護・保全に結び付けます	秋田県自然環境保全条例に基づき、秋田県自然保護指導員の推薦を行います 横手市生涯学習推進計画に基づき、自然観察会や野外教育活動など自然体験の機会を充実します	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					生涯学習課
2	自然公園を整備・保全し、自然とのふれあいの場として提供します	横手市森林整備計画に基づき、森林の価値や森林整備の重要性に対する理解や関心をより一層深めるような活動を推進するため、身近な森林公園等の整備を進め、地域住民への活動の場と機会を提供します	○	○	○	○	○	農林整備課
			○					
3	水源涵養や山地災害防止などの機能を最大限に発揮させるため、森林資源の維持と適切な森林保全を推進します	横手市森林整備計画に基づき、水を育み、災害を防ぎ、貴重な自然を守り、生活に潤いを与えるなど森林の重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全で多様な森林づくりを推進します	○	○	○	○	○	農林整備課
			○					
4	自然とのふれあいの場や環境教育・環境学習の拠点として、里山の活用を図ります	横手市生涯学習推進計画に基づき、自然観察会や野外教育活動など自然体験の機会を充実します	○	○	○	○	○	生涯学習課
			○					

②農地の保全と活用

【 ◎:新規、○:継続、□:検討、△:一部実施、×:未着手又は廃止 】

市の主要な施策		具 体 的 な 内 容	目 標 年 次 ・ 評 価					担 当 課
			23	24	25	26	27	
1	農業の担い手育成や、農業生産基盤の整備を推進します	農業関係機関・団体が構成する横手市農業再生協議会を開催し、担い手・農家・組織の育成を図るとともに、国・秋田県事業を活用した基盤整備を実施します	○	○	○	○	○	農業政策課
			○					
2	地域で生産された農産物を地域で消費する、地産地消の運動を推進します	学校給食への地元産食材使用や地産地消についての学習等を進め、農業体験等を含めた多機能な直売所の整備を目指します	○	○	○	○	○	農業政策課
			○					
3	環境負荷の少ない肥料や農薬の適正使用を推進し、家畜排泄物を利用した堆肥の活用による環境保全型農業の普及を図ります	環境保全型農業直接支援対策事業を継続し、減農薬・減化学肥料等の環境保全型農業を推進します	○	○	○	○	○	農業政策課
			○					
4	水資源の涵養機能や保水、土壌浸食防止機能等多面的機能の維持のため、遊休農地・休耕放棄地の有効利用・発生防止を推進します	中山間地域直接支払制度、農地・水・農村環境保全向上等対策事業を導入し、耕作放棄地発生を未然防止するため、認定農業者や集落営農組織等の担い手への農地流動化を推進します	○	○	○	○	○	農業政策課
			○					

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

③河川の保全と活用

【 ◎:新規、○:継続、□:検討、△:一部実施、×:未着手又は廃止 】

市の主要な施策		具 体 的 な 内 容	目 標 年 次 ・ 評 価					担 当 課
			23	24	25	26	27	
1	水生植物が有する水質浄化機能に着目し、水生植生帯の造成を図ることを検討します	該当事業があった場合は、環境保全型ブロック等の導入を検討します	○	○	○	○	○	道路河川課
			○					
2	自然環境や親水に配慮した水辺空間の整備を図ります	該当事業があった場合は、環境保全型ブロック等の導入を検討します	○	○	○	○	○	道路河川課
			○					
3	河川の美化について理解や関心を深めるため、啓発活動や清掃・美化活動を行います	横手市一般廃棄物処理基本計画に基づき、地域清掃ボランティアの支援と拡充を進めます	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					

横手市総合計画後期基本計画「まちづくり指標」名	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
里山保全ボランティア活動実施箇所数	1カ所	3カ所
市民植樹活動件数（累計）	23カ所	30カ所
間伐等必要面積	9,446ha	7,000ha以下
ほ場整備率（30a以上）	76.4% (11,708ha)	77.1% (11,827ha)
農地・水・農村環境保全向上活動実施面積率	58%	60%
認定農業者数	1,415経営体	1,450経営体
集落営農組織数	54組織	70組織
農業法人数	65団体	80団体
農産物給食供給率	24%	30%
公共下水道（雨水）排水計画策定済率	13.8%	18.9%
特定用途制限地域	0種類	4種類

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

主な予定 計画事業	○ 森林環境保全整備事業 ○ 水と緑の森づくり税事業 ○ 緑化推進事業 ○ 森林整備地域活動支援交付金事業 ○ 流域育成林整備事業 ○ 里山エリア再生交付金事業 ○ 美しい森林づくり基盤整備事業 ○ 松くい虫防除対策事業 ○ 急傾斜地崩壊対策事業 ○ 地すべり対策事業 ○ 地すべり防止事業（治山事業）（県営事業） ○ 保安林整備事業（治山事業）（県営事業） ○ 経営体育成基盤整備事業 ○ 国営かんがい排水事業 ○ 県営かんがい排水事業 ○ 県営ため池等整備事業 ○ 公害防除特別土地改良事業 ○ 基幹水利施設ストックマネジメント事業 ○ 水田農業経営確立排水対策特別事業 ○ 基盤整備促進事業 ○ 村づくり交付金事業 ○ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業 ○ 基幹水利施設管理事業 ○ 農地・水・農村環境保全向上対策事業 ○ “今こそチャレンジ” 農業夢プラン応援事業 ○ フロンティア農業者研修事業 ○ 新規就農者支援事業 ○ 新規就農者レベルアップ事業 ○ 強い農業づくり交付金事業 ○ 元気な地域づくり交付金事業 ○ 多機能直売施設建設事業 ○ 浸水対策事業（都市下水路） ○ 公共下水道事業（雨水）排水計画の改定 ○ 砂防事業（県事業） ○ 河川改修事業（県事業） ○ 河川改良事業（県事業） ○ 特定用途制限地域の設定
----------------------	--

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

環境項目 2. 自然空間の創出

- 施策の方向性 ①里山や樹林地の保護と活用
②緑化保全活動の推進

現 状 と 課 題	施 策 の 進 め 方
飛躍的な社会経済の進展に伴い、生活の利便性が向上する一方で、環境意識の高まり等を背景に、森林の持つ多面的機能（水源かん養や山地災害防止、二酸化炭素の吸収等の機能）のほか、安らぎとゆとりを持って自然と共生できる環境教育や森づくりの体験の場、健康づくりの場など新たな森林の役割に対する市民の需要が高まっています。しかし、森林の持つ機能を十分生かしきれず、荒廃が進んでいるのも事実です。また、山腹崩壊、地すべり、崩落土砂流出などの山地災害を予防するための保安林が松くい虫被害を受けています。 本市には、自然を身近に感じられる「いこいの森」などがあり、市民の健康増進及び憩いの場を提供するとともに、景勝地の保全・活用を行っています。地域の実情に応じた望ましい森林整備を再度推進する必要があります。 都市計画公園は、都市における緑の根幹を成す都市施設として、都市計画法上の手続きを経て位置づけられた都市公園で、本市の計画では28カ所290haの内、117haについては供用済となっています。今後は平成21年度に策定された「都市計画マスタープラン」に基づき、都市全体に対する公園・緑地の配置やそのネットワーク化等を考慮し整備する必要があります。 また、公園や緑地の維持管理は、原則として市が主体となっていますが、都市公園等の一部では「公園愛護会」や「公共施設市民サポーター」が行っています。農村公園においては、地元住民による「指定管理者」が行っています。それぞれ身近な公園等のより良い管理に向け、市との協働を図りながら積極的に参画しています。市立公園である大松川ダム公園や大森公園では、市民団体による芝桜の補植活動等が行われています。	市民が森林にふれあう憩いの場・癒しの場として、快適に自然を体験できるよう、混交林化や広葉樹林化を図り、森林浴・森林レクリエーション等の野外活動・体験林業・里山保全ボランティア活動等を進めます。また、薬剤の空中散布と地上散布、樹幹注入による被害予防と伐倒駆除による松くい虫被害木の全量駆除により、松くい虫被害から保安林を守り、被害拡大の防止に努めます。 また、森林環境教育促進、森林健康促進、里山林機能整備等の観点から、森林空間のさまざまな利用に応じた森林整備を推進し、教育委員会、医療・健康増進施設との連携を図った、「緑」の安らぎの場を提供します。 具体的には、児童・生徒を対象とした植林活動を行うなどにより、森林環境に対する市民の意識の高揚を図ります。 さらに、自然・歴史的環境を生かした都市近郊型の自然公園について検討します。 現在、国庫補助事業により整備を行っている公園については、引き続き早期完成を目指して事業を進めていきます。また、その他の公園についても、都市計画マスタープランに基づき、公園の魅力や安全性の維持向上を目指し、都市公園等統合補助事業を導入するなど、より効率的・効果的な事業制度を活用した早期の事業採択を目指します。 公園・緑地等の管理にあたり、公共施設の清掃や美化活動により市民意識の啓発を図る「公共施設市民サポーター制度」の積極的な活用を図ります。具体的には、市報・ホームページ・パンフレット等を活用し、制度の普及啓発を図るとともに、各種会議でのPRやサポーター同士の情報交換等を通し、活動の輪の拡大と市民意識の啓発に努めます。

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

①里山や樹林地の保護と活用

【 ◎：新規、○：継続、□：検討、△：一部実施、×：未着手又は廃止 】

市の主要な施策		具 体 的 な 内 容	目 標 年 次 ・ 評 価					担 当 課
			23	24	25	26	27	
1	巨木や歴史のある樹木を天然記念物として指定し、大切な緑を積極的に守ります	横手市生涯学習推進計画に基づき、データベースの整備や市民団体と協働した活用事業等により、文化財指定と保存活用を進めます	○	○	○	○	○	文化財保護課
			△					
2	自然公園を中心に、貴重な緑に市民が触れ合うことのできる場を拡大するように努力します	横手市森林整備計画に基づき、自然観察や植樹などの林業体験活動を実施し、森づくりへの関心を高めると同時に、身近な森林公園等の整備を進め、地域住民への活動の場と機会を提供します	○	○	○	○	○	農林整備課
			○					
3	伐採跡地の更新すべき期間を守ります	横手市森林整備計画に基づき、人工造林を伴うものにあつては、伐採後原則2年以内、天然更新によるものは早期に更新を図ります	○	○	○	○	○	農林整備課
			○					
4	民有林「緑の回廊」の設置を検討します	横手市森林整備計画に基づき、国有林において設置している「奥羽山脈緑の回廊」との連携を図りながら、森林の連続性を確保し、生物多様性の保全及び水土保全機能の向上をはかります	○	○	○	○	○	農林整備課
			○					
5	樹林地の開発抑制に努めます	横手市森林整備計画に基づき、保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制度に従って施業を実施します	○	○	○	○	○	農林整備課
			○					
6	森林病虫害防除に努めます	横手市森林整備計画に基づき、松くい虫防除対策事業を実施するとともに、ナラ枯れ対策について徹底した監視を推進します	○	○	○	○	○	農林整備課
			○					



秋田県指定天然記念物「筏の大スギ」（山内）

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

②緑化保全活動の推進

【 ◎：新規、○：継続、□：検討、△：一部実施、×：未着手又は廃止 】

市の主要な施策		具 体 的 な 内 容	目 標 年 次 ・ 評 価					担 当 課
			23	24	25	26	27	
1	公共施設や道路について、地域の植生に配慮した積極的な緑化に努めます	維持管理や生態系に配慮し緑化工事を進めます	○	○	○	○	○	管 財 課
			□					道路河川課
2	市街地に緑の空間を創出するため、緑化推進の仕組みや制度づくりについて検討します	都市計画マスタープランに基づき、都市全体に対する公園・緑地の配置やそのネットワーク化等を考慮し整備します	○	○	○	○	○	都市計画課
			○					
3	環境保全グループの活動を支援し、緑に関する普及啓発活動を推進します	美化ボランティア事業、環境美化推進員連絡協議会、公共施設市民サポーター制度等の支援を行います	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					建設監理課
4	市民参加による、花と緑があふれるまちづくり事業を実施します	大雄緑化園事業、花いっぱい運動、芝桜再生事業等を実施します	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					地 域 局
5	苗木配布、花いっぱい運動の育成を図り、市民の緑化活動を支援します	大雄緑化園事業、花いっぱい運動、芝桜再生事業等を支援します	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					地 域 局
6	環境監視員を配置し、緑や環境を守るための活動を強化します	横手市環境監視員設置に関する要綱に基づき、環境監視員を配置するとともに、環境監視員に対する野生生物種等についての勉強会を実施します	○	○	○	○	○	生活環境課
			△					

横手市総合計画後期基本計画「まちづくり指標」名	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
天然記念物の養生実施回数	2 件	1 2 件（累積）
里山保全ボランティア活動実施箇所数	1 カ所	3 カ所
市民植樹活動件数（累計）	2 3 カ所	3 0 カ所
保全松林の保護面積	3 4 2 h a	3 4 2 h a の保護
間伐等必要面積	9, 4 4 6 h a	7, 0 0 0 h a 以下
都市計画公園整備率	4 0. 4 %	4 5 %
公園・広場等における市民サポーター数	2 4 団体	4 0 団体

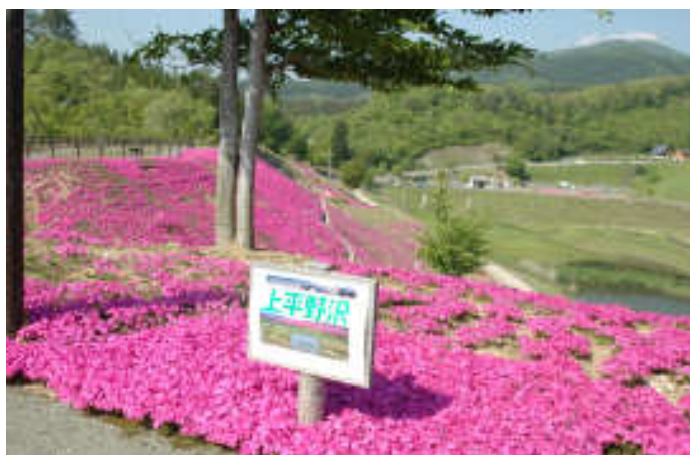
第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

主な予定 計画事業	○ 指定天然記念物養生事業 ○ 森林環境保全事業 ○ 水と緑の森づくり税事業 ○ 緑化推進事業 ○ 森林整備地域活動支援交付金事業 ○ 流域育成林整備事業 ○ 里山エリア再生交付金事業 ○ 美しい森林づくり基盤整備事業 ○ 松くい虫防除対策事業 ○ 急傾斜地崩壊対策事業 ○ 地すべり対策事業 ○ 地すべり防止事業（治山事業）（県営事業） ○ 保安林整備事業（治山事業）（県営事業） ○ 赤坂総合公園整備事業（継続） ○ 横手公園整備事業（継続） ○ 公共施設市民サポーター制度事業
----------------------	--



芝桜再生事業（山内）



第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

環境項目 3. 生物の多様性

- 施策の方向性 ①生物多様性の保全
②生息環境の保護

現 状 と 課 題	施 策 の 進 め 方
本市の地形は、東西に比較的標高の低い山地が盆地を挟むように形成し、里山的な森林生態系と水田地帯特有の耕地生態系の中で、多種多様な動植物が生息し、人為的な影響を非常に受けやすい自然環境といえます。近年、環境に配慮した各種事業が検討、実施されていますが、外来生物種の侵入（外来生物法*）により、在来種の減少に大きな影響を与え、本市特有の多種多様な生態系が脅かされています。（秋田県版レッドデータブック*には、一部の動植物に絶滅の危惧が指摘されています。） また、肥料や農薬などの利用による生産活動に伴い、環境への負荷も生じています。このため、化学肥料、農薬等による環境負荷を軽減した持続的な農業を推進し、環境に配慮した対応が急務となっています。	自然破壊等による生物多様性の低下を防ぐため、自然植生の保護を行うとともに、公園や水辺、公共施設の整備や農薬散布は、生態系に考慮し計画を進めます。 また、希少動植物の保護のため、自然の地形や生態系に考慮した工事の推奨や、里山及び緑地の保全に努めるほか、専門家の意見を聞きながら、保護活動に結び付けます。 さらに、河川や池沼、湧水池に生息する多様な動植物の生態系に配慮した、水辺空間の保全に努めます。

①生物多様性の保全

【 ◎:新規、○:継続、□:検討、△:一部実施、×:未着手又は廃止 】

市の主要な施策		具 体 的 な 内 容	目 標 年 次 ・ 評 価					担 当 課
			23	24	25	26	27	
1	破壊された土地や生物の回復を目的に、ビオトープづくりを推進します	横手市生涯学習推進計画に基づき、環境保護活動への支援や地域資源の活用促進などにより、地域環境の保護と活用を支援します	○	○	○	○	○	生涯学習課
			○					生活環境課
2	公園や水辺、公共施設の整備は、生態系に配慮して計画を進めます	該当事業においては、生態系に配慮した整備や自然を生かした植栽による生態系の保護を実施します	○	○	○	○	○	都市計画課
			○					
3	御嶽山、保呂羽山、外山、金峰山など、数少ない自然植生の保護に努めます	秋田県自然環境保全条例に基づき、秋田県自然保護指導員の推薦を行います 生物分布調査を実施します	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					
4	病害虫の防除方法について、継続して検討します	横手市全域をエリアとした統合防除協議会の設立を目指します	□	◎	○	○	○	農業振興課
			□					

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

②生息環境の保護

【 ◎：新規、○：継続、□：検討、△：一部実施、×：未着手又は廃止 】

市の主要な施策		具 体 的 な 内 容	目 標 年 次 ・ 評 価					担 当 課
			23	24	25	26	27	
1	希少動植物を保護するため、専門家の意見を聞きながら保護活動に結び付けます	生物分布調査を実施します	◎	□	□	□	□	生活環境課
			◎					
2	市民いこいの森や里山の樹林地を保全し、緑地の保全に努めます	横手市森林計画に基づき、環境保全機能等維持増進森林の整備を進めます	○	○	○	○	○	農林整備課
			○					
3	河川改修は、自然の地形や生態系に考慮して行うよう働きかけます	該当事業がある場合は、生態系への配慮や環境保全型ブロックの導入などを働きかけます	○	○	○	○	○	道路河川課
			○					生活環境課

横手市総合計画後期基本計画「まちづくり指標」名	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
農地・水・農村環境保全向上活動実施面積率	58%	60%

主な予定 計画事業	○ 都市河川水質調査（3カ所） ○ 湧き水水質調査（3カ所） ○ 酸性雨・酸性雪調査（1カ所） ○ 環境監視員による環境保全事業（60名） ○ 希少動植物保護事業 ○ 農地・水・農村環境保全向上対策事業 ○ 生物分布調査
--------------	--



傘杉の清水（雄物川）

基本目標Ⅳ 市民みんなでつくる、人と環境にやさしいまち

環境項目 1. 環境教育・環境学習

- 施策の方向性
- ①環境情報の提供
 - ②学習・活動の場の提供
 - ③人材の育成

現 状 と 課 題	施 策 の 進 め 方
ライフスタイルの多様化に伴い、市民の学習要求もより幅広く高度になりつつある一方で、何らかの理由で学習に参加しない方、できない方も少なくありません。本市では、さまざまな講座や教室を開催していますが、今後は、より満足度の高い学習機会が提供できるよう、内容の精選と向上を図ることが求められます。また、市民が主体的に活動するための支援や参加しにくい方への配慮にも力を入れる必要があります。今後、学習活動をより活発で豊かなものにするために、市民の要望に応じたサービスの提供や支援が必要です。 温暖化をはじめ、身近な交通公害や水質の悪化、オゾン層破壊、生物多様性の減少など、地球環境が多様で深刻な問題を抱える中で、私たちには、本市の魅力あふれる自然や文化を次の世代に継承する義務があります。そのため、一人ひとりが、極めて幅広い環境問題について認識を深めて対策を講じることが必要であり、市には環境問題について警鐘を鳴らし、環境保全のための啓発活動を推進することが求められます。	市民が、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」学べるように、市民一人ひとりのニーズに応じた学習機会の充実と支援を行います。特に、学習情報提供と学習相談体制の充実に力を入れ、発表・活躍・交流の場を増やし、市民の学習成果を十分に生かせるように支援します。また、個人学習支援やサークル活動支援のほか、IT（情報技術）を活用した支援と体の不自由な方や高齢者への配慮も重点的に行います。さらに、学習者が自主的に学習機会を作ることや進んで学習を行うことへも支援します。 市民みんなでつくる、環境にやさしいまちづくりのためには、環境を大切にする人づくりが最も重要です。環境に配慮した生活の実践を図るため、具体的な行動情報の提供や学校教育・社会教育と連携した環境教育活動、環境施設を活用した施設見学会の実施、団体や企業等からの依頼に対応した人材派遣や出前講座の実施を行います。

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

①環境情報の提供

【 ◎：新規、○：継続、□：検討、△：一部実施、×：未着手又は廃止 】

市の主要な施策		具 体 的 な 内 容	目 標 年 次 ・ 評 価					担 当 課
			23	24	25	26	27	
1	騒音、大気、水環境などの状況について、わかりやすく情報を提供します	横手市環境モニタリング調査指針に基づき、モニタリング調査した結果等を、調べ学習に活用できるようホームページの整備を図り、小中学生向けの情報提供を充実公表します	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					
2	個別のニーズに応じた情報を提供します	出前講座メニューの作成等、情報提供の体制を整備し、情報提供サービスを充実します	○	○	○	○	○	生活環境課
			△					
3	ごみ処理施設などの見学を継続して受け入れます	出前講座メニューの作成等、情報提供の体制を整備し、情報提供サービスを充実します	○	○	○	○	○	生活環境課
			△					
4	学校で行う環境学習に、資料や人材を提供します	横手市生涯学習推進計画に基づき、環境保護活動やごみ問題・リサイクルといった環境についての学びを支援します	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					生涯学習課
5	環境活動に顕著な功績があった個人や団体を、環境保全条例により表彰し、その活動内容を紹介します	横手市環境保全条例に基づき、表彰するとともに、ホームページ等において紹介します	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					
6	効率的な環境情報のあり方を検討し、学習プログラムを整備します	出前講座メニューの作成等、情報提供の体制を整備し、情報提供サービスを充実します	○	○	○	○	○	生活環境課
			△					生涯学習課
7	児童生徒の学習や研究資料である社会副読本などへの資料提供を行います	横手市生涯学習推進計画における現代的課題に対応した学びの推進のため、環境についての情報を提供を行います	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					生涯学習課



平成22年度環境美化功績者表彰
松山下 司 氏

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

②学習・活動の場の提供

【 ◎:新規、○:継続、□:検討、△:一部実施、×:未着手又は廃止 】

市の主要な施策		具 体 的 な 内 容	目 標 年 次 ・ 評 価					担 当 課
			23	24	25	26	27	
1	子供から大人までを対象にした環境教育・環境教室を実施し、市民の環境学習活動を支援します	横手市生涯学習推進計画に基づき、環境保護活動やごみ問題・リサイクルといった環境についての学びを支援します	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					生涯学習課
2	市民からの環境出前講座を積極的に受け入れ、内容の充実を図ります	横手市生涯学習推進計画に基づき、環境保護活動やごみ問題・リサイクルといった環境についての学びを支援します	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					生涯学習課
3	市民、学校、企業などと協働・連携による環境教育を推進します	横手市生涯学習推進計画に基づき、環境保護活動やごみ問題・リサイクルといった環境についての学びを支援します	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					生涯学習課
4	生涯学習の場で、環境教育に関連した講座などを開催します	横手市生涯学習推進計画に基づき、環境保護活動やごみ問題・リサイクルといった環境についての学びを支援します	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					生涯学習課
5	人と自然が共生する緑地などの野外学習施設を整備します	横手市生涯学習推進計画に基づき、施設の統廃合や空き施設の活用などにより、既存施設の効率的活用を進めます	○	○	○	○	○	生涯学習課
			○					

③人材の育成

【 ◎:新規、○:継続、□:検討、△:一部実施、×:未着手又は廃止 】

市の主要な施策		具 体 的 な 内 容	目 標 年 次 ・ 評 価					担 当 課
			23	24	25	26	27	
1	市民や企業に呼びかけ、環境リーダーの人材登録制度を確立します	横手市生涯学習推進計画に基づき、人材の育成・活用を充実します	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					生涯学習課
2	自主的な市民活動を支援し、地域の環境リーダーを育成します	地域での環境保全活動の実践者、リーダーとして活動が期待される「 環境あきた県民塾* 」との連携を図ります	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					
3	環境学習の場を環境リーダー育成の機会ととらえ、継続的な学習機会の提供に努めます	横手市生涯学習推進計画に基づき、環境保護活動やごみ問題・リサイクルといった環境についての学びを支援します	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					生涯学習課

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

横手市総合計画後期基本計画「まちづくり指標」名	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
生涯学習課のホームページ閲覧件数（年間）	5,446件	6,000件
学校支援ボランティア登録者数（年間）	651人	1,000人
社会教育施設利用人数	557,511人	570,000人
人口1,000人当たりの公民館講座等の受講者数	259人	270人
学びバンク登録者数及び登録団体数	112人 136団体	200人 200団体
施設情報検索システムへのアクセス数（年間）	123件	1,000件
環境保全センター施設見学	28団体 802人	30団体 850人

主な予定 計画事業	○ 「学び情報プラザ」設立事業 ○ 学習者交流促進事業 ○ 「よこて学びシステム」整備事業 ○ 学校支援ボランティア活動推進事業 ○ 自主学習支援事業 ○ 学習プログラム（計画案）充実事業 ○ 「横手市生涯学習推進計画」（5ヵ年）改訂事業 ○ 生涯学習各施設整備事業 ○ 民間との連携強化事業 ○ 学びの場拡充事業 ○ 出前講座・環境学習への人材派遣
--------------	---



企業出前講座（横手精工）

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

環境項目 2. 環境保全活動

- 施策の方向性 ①環境保全活動への支援
②環境保全活動の連携

現 状 と 課 題	施 策 の 進 め 方
廃棄物問題や地球温暖化等、さまざまな環境問題を解決するためには、行政が積極的に施策を展開することはもちろんですが、これまで以上に市民・事業者が環境の状況と自らの責務を理解し、日常生活や事業活動において環境への負荷の低減を図ることが求められています。廃棄物問題等においては、これまで市民や事業所、団体の協力をいただいておりますが、参画・行動の場を見直し、専門家や審議会等の意見を組み入れながら、協働体制の定着・拡大が求められます。 また、事業所や団体などが、環境への影響を考慮して事業活動を行うため、環境ISOの取得が増加しています。地球温暖化をはじめとする環境問題が関心事となっている今日、環境改善活動の定着のみならず、経費削減や事業所としての役割を明確化する取組は、市民に対してもモデルとなるものです。そのため、事業所や団体などが取り組む環境ISO取得について、市が奨励し、情報提供を図ることが求められています。	環境美化推進員、環境衛生指導員、市民団体、各種環境関連団体、町内会等との連携について再構築し、清掃活動やクリーンアップ、環境美化推進事業、ごみ減量化等を継続して実施します。そのため、環境保全活動の意義付けや事業計画について、広報活動を通じて周知し、より多くの市民や事業所、団体等が参加できるような体制づくりを推進します。環境保全は、市が率先して取り組むことはもちろんのこと、市民・事業者と一体となって進めることが大切です。 また、事業所や団体などの環境ISO取得について奨励し、また、「あきた環境優良事業所認定制度」や「秋田県地球温暖化防止センター」等の取組を奨励するため、市が独自で行っている「エコライフ協力町内会」、「エコライフ協力事業所認定制度」等の環境保全のための取組について、活動の輪を広げます。

①環境保全活動への支援

【 ◎:新規、○:継続、□:検討、△:一部実施、×:未着手又は廃止 】

市の主要な施策		具 体 的 な 内 容	目 標 年 次 ・ 評 価					担 当 課
			23	24	25	26	27	
1	パンフレットや市報、インターネットなどを通じて、情報提供や啓発を行います	情報氾濫の中、効果的な情報提供のため、従来の情報提供の方法を見直し、効率化を図ります	○	○	○	○	○	生活環境課
2	市民、事業者、団体、市が行う活動などについて、互いに支援し合える機会をつくり、活動の拡大を図ります	エコライフ協力事業所認定制度や横手平鹿ごみゼロあきた推進会議等他団体との共催事業を実施します	○	○	○	○	○	生活環境課
3	市民が主体となった環境保全活動を展開するため、ボランティア活動に対して支援します	横手川水辺のふれあいフェスタ等ボランティア団体へ支援します	○	○	○	○	○	生活環境課

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

②環境保全活動の連携

【 ◎：新規、○：継続、□：検討、△：一部実施、×：未着手又は廃止 】

市の主要な施策		具体的な内容	目標年次・評価					担当課
			23	24	25	26	27	
1	市民、事業者、団体、市が連携を図りながら、環境保全活動に取り組む仕組みをつくり、環境情報やネットワーク化を進めます	エコライフ通信の定期発行（月1回）と環境美化推進員連絡協議会を拡充します	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					
2	市民、事業者、団体、市それぞれが持つ特徴や得意分野・手法を生かした活動の連携と実践を図ります	エコライフ協力事業所・町内会と連携やクリーンアップ事業・美化ボランティア事業等を実践します	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					
3	市民、事業者、団体、市それぞれの役割分担を明確にし、提案や意見を尊重しながら連携できるシステムをつくります	地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定します	□	◎	○	○	○	生活環境課
			×					

横手市総合計画後期基本計画「まちづくり指標」名	現状値 （平成21年度）	目標値 （平成27年度）
環境ISO14001の取得事業所及び団体	18団体	40団体
エコライフ協力町内会 エコライフ協力事業所	87団体	150団体
クリーンアップ参加者数（年間）	25,540人	30,000人

主な予定 計画事業	○ 広報活動の実施 ○ 春の一斉クリーンアップ（地域局主催） ○ 国道クリーンアップ（団体） ○ 河川等クリーンアップ（地域局主催）
--------------	---



横手川等
クリーンアップ

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

環境項目 3. 市の率先行動

施策の方向性 ①市の率先行動

（温暖化防止実行計画を含む）

現 状 と 課 題	施 策 の 進 め 方
地球温暖化は、地球環境に深刻な影響を及ぼしています。 この原因となる温室効果ガスの削減については、平成10年に制定された地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）で、自治体や事業者の実行計画の策定と実施を義務付けました。これに基づき前期計画において温暖化防止実行計画（市役所率先行動計画）を作成し、行動してきました。率先行動計画実践マニュアル「ステップ1」では、できることから取り組むこと、習慣づけ工夫することを実践のポイントに掲げ、「ステップ2」では習慣と工夫から認識と応用へと目標を進化させ、実施してきましたが、市役所内での連携がうまくとれず、目標達成には至りませんでした。 平成21年4月には法改正により、排出抑制等指針の策定や地方公共団体実行計画の拡充、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象拡大などが盛り込まれました。 また、地球温暖化対策に関する具体的な取り組みとして「京都議定書目標達成計画」が定められ、地方公共団体に期待される事項が示されました。市町村には、地域の特性を活かした特定のテーマを選び、地球温暖化対策に資する具体的な事業等の推進を担当することが望まれています。 市役所においては、事業者としての取り組みも求められていることから、平成23年度に予定している機構改革に合わせた体制作りが急務となっております。	エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）が平成20年5月に改正されたことに伴い、市役所としてエネルギー使用量の報告が義務付けられる特定事業者指定されました。また、地球温暖化防止に関する法律（温対法）も平成21年4月に改正され、省エネ法同様に温室効果ガス排出量も事業者単位での報告が義務付けられました。これらの報告は、市長部局・教育委員会・病院事業の3部門に課せられたものです。このため、今までの率先行動計画ではカバーできない問題も発生したこと、平成23年度には機構改革を予定しているから、市役所率先行動計画実践マニュアルステップ3を作成し、取り組みを実践します。また、取り組み内容・行動結果については、ホームページ等において公表します。

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

①市の率先行動

【 ◎:新規、○:継続、□:検討、△:一部実施、×:未着手又は廃止 】

市の主要な施策		具 体 的 な 内 容	目 標 年 次 ・ 評 価					担 当 課
			23	24	25	26	27	
1	市の施設・事業所から出る可燃ごみの削減を図ります	「横手市役所率先行動計画実践マニュアルステップ3」を作成し、取り組みを推進します また、市役所率先行動計画の推進内容をホームページにて公表します	○	○	○	○	○	生活環境課
			△					総務課
2	市の施設・事業所から出る一般廃棄物の再資源化を図ります	「横手市役所率先行動計画実践マニュアルステップ3」を作成し、取り組みを推進します また、市役所率先行動計画の推進内容をホームページにて公表します	○	○	○	○	○	生活環境課
			△					
3	イベントや会議などから出る廃棄物の減量、分別収集を徹底します	「横手市役所率先行動計画実践マニュアルステップ3」を作成し、取り組みを推進します また、市役所率先行動計画の推進内容をホームページにて公表します	○	○	○	○	○	生活環境課
			△					
4	環境負荷の少ない製品の購入や使用を進めます	「横手市役所率先行動計画実践マニュアルステップ3」を作成し、取り組みを推進します また、市役所率先行動計画の推進内容をホームページにて公表します	○	○	○	○	○	生活環境課
			△					管財課
5	庁舎で利用するエネルギーの使用抑制と有効利用を図り、温室効果ガスの排出量を削減します	「横手市役所率先行動計画実践マニュアルステップ3」を作成し、取り組みを推進します また、市役所率先行動計画の推進内容をホームページにて公表します	○	○	○	○	○	生活環境課
			△					総務課
6	公用車の温室効果ガス排出量を減らします	「横手市役所率先行動計画実践マニュアルステップ3」を作成し、取り組みを推進します また、市役所率先行動計画の推進内容をホームページにて公表します	○	○	○	○	○	管財課
			△					総務課
7	緑化、雨水利用、省資源・省エネルギー、利克雪、文化財の活用など、環境に配慮を取り入れた公共施設の整備を行います	「横手市役所率先行動計画実践マニュアルステップ3」を作成し、取り組みを推進します また、市役所率先行動計画の推進内容をホームページにて公表します	○	○	○	○	○	管財課
			△					建築住宅課
8	エコオフィス推進運動を職場単位で展開します	「横手市役所率先行動計画実践マニュアルステップ3」を作成し、取り組みを推進します また、市役所率先行動計画の推進内容をホームページにて公表します	○	○	○	○	○	生活環境課
			△					
9	他自治体や関係機関と連携し、環境に関する情報を交換するとともに、協力体制を築きます	他自治体のほか、都市環境問題対策連絡協議会、全国都市清掃会議、公害苦情相談研究会、雄物川・子吉川水質汚濁連絡協議会等の連携・情報交換を図ります	○	○	○	○	○	生活環境課
			○					
10	市の率先行動を評価するための環境管理システムを確立し、評価・点検、市民への公表を行います	「横手市役所率先行動計画実践マニュアルステップ3」を作成し、取り組みを推進します また、市役所率先行動計画の推進内容をホームページにて公表します	○	○	○	○	○	生活環境課
			△					

第2章

環境基本計画（見直し改訂版）

横手市総合計画後期基本計画「まちづくり指標」名	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
市役所の温室効果ガス排出量の削減 (省エネ法定期報告書の報告値)	37,397 (単位:t-CO ₂)	7%削減 (H21年度と比較)

主な予定 計画事業	○ 市役所率先行動計画の推進・内容の公表 ○ 「横手市環境基本計画」に基づく地球温暖化対策の推進
--------------	---

横手市環境基本計画(見直し改訂版)では、市の主要な施策として127項目(平成23年度は新規◎:4項目、継続○:118項目、検討□5項目、一部実施△0項目、未着手又は廃止×0項目)を設定しており、そのうち目標を達成している(◎と○)項目は99項目、目標を達成するための検討(□)項目は7項目、一部達成(△)した項目は20項目、実施できなかった(×)項目は1項目でした。



率先行動計画の実践（大雄庁舎）



大雄庁舎 資源ごみ分別状況



第3章

環境基本計画（見直し改訂版）の推進に向けて

第1節 市民と行政の役割分担

第2節 指標一覧

第3章

環境基本計画（見直し改訂版）の推進に向けて

第1節 市民と行政の役割分担

時代の変化に対応し、行政の果たすべき役割を見直し、市民と行政の守備範囲を明確にするため、それぞれの役割について例示します。このことを通して、市民と行政の協働関係の確立や、市民自治の成熟に寄与していくことを目指します。ここでいう「市民」とは、個人としてのいわゆる「市民」の他に、事業所、地区会議、NPO、市民活動団体、ボランティアなどをすべて含んでいます。

基本目標1：安全な環境を保ち、快適に生活できるまち

環境項目1：大気環境

① 地球温暖化の防止 ② 監視体制の整備 ③ 発生源対策の充実

行政は

- 市は、事業者としての立場から、「横手市役所率先行動計画」により、目標をもって地球温暖化防止の取組を推進します。
- 住宅用太陽光発電の普及促進に努めます。
- 出前講座や環境学習に出向き、地球温暖化防止についての情報を発信するとともに、学習機会の提供に努めます。
- 地球温暖化防止実行計画を推進する体制を構築します。
- 降雨、降雪中の酸性物質の実態把握のため、酸性雨・雪のモニタリング調査を継続して実施します。
- 稲わら焼きや野焼きなど野外燃焼行為の禁止について、啓発・指導を引き続き行うとともに、農家に協力を依頼します。
- 廃棄物焼却施設等の排出ガスについて、ダイオキシン濃度などを調査・分析し、その内容をお知らせします。
- 二酸化炭素（CO₂）の排出量を抑制するために、アイドリングストップ、エコドライブを実施し、市民に啓発します。
- 低公害車の導入と市民・事業者への推進を実施し、公用車台数の削減を検討します。
- 公用車の適正な整備と適切な使用に努めるとともに、市民・事業者へも周知・啓発します。
- 自転車や公共交通機関の利用、マイカー使用の抑制など新たな交通システムを検討します。
- 都市計画マスタープランに基づき、街路樹や樹林帯の導入を図ります。

市民は

- 温室効果ガスの排出を抑えるため、ごみの減量化、省資源、省エネルギーを心掛け実践します。
- 地球温暖化をはじめとする環境問題に関心をもち、事業所としての役割を認識しながら、環境改善活動に取り組みます。
- 環境学習に積極的に参加します。
- 家庭や事業所で環境について話し合い、実践活動を習慣に結びつけます。
- 環境保全活動は家庭からという意識で、日常生活で出来ることの実践に努めます。

第3章

環境基本計画（見直し改訂版）の推進に向けて

市民は

- 環境に配慮した商品（グリーンマーク、**エコマーク***、省エネ性マーク、再生紙使用マーク）を使用・開発・製造に努めます。
- ガス、灯油、電気など使用エネルギーの節約に努めます。
- 環境負荷の少ない低公害車の導入・利用に努めます。
- 燃費効率を考慮しエコドライブに努め、環境にやさしい運転を心掛けます。
- 必要以上の車の利用を控えます。
- 環境に配慮した、自然エネルギー（太陽光発電等）を利用した住宅づくりに努めます。
- 庭や敷地内、周辺地域の緑化に努めます。
- ノンフロン製品の購入や適切な処分を実施し、フロンガスの排出防止に努めます。

環境項目2：克雪・親雪・利雪

①雪に強いまちづくり・・・克雪

②雪と遊ぶ・・・親雪

③雪と暮らす・・・利雪

行政は

- 安全で良好な冬の道路交通確保のため、除雪計画を市民に周知し、市民が対応すべき除雪時の障害物排除などのルールを徹底します。
- 市と市民が共同で除雪作業を進めるため、除雪機械などの購入及び維持経費の一部補助を行います。
- 高齢者家庭など雪下ろしや除雪作業が困難な方に対し、作業員の斡旋や補助制度を実施します。
- 除雪や雪下ろしボランティア活動を支援します。
- 市民の生活を守るため、除雪作業は午前7時30分まで市内対象路線全ての除雪を終了させます。
- 除雪を考えたまちづくりや、雪に強い住まいの普及に努めます。
- 雪処理のための手法について検討し、雪に強いまちづくりを推進します。
- 雪国の歴史や文化、遊びを社会教育やイベントの場で紹介し、元気な子どもたちを育みます。
- 冬の伝統行事やスポーツ、レクリエーションの振興を図ります。
- かまくらづくりや雪国体験ツアーなど、雪を利用した観光の可能性を探ります。
- 雪の持つ冷熱エネルギーを活用して、農産物の冷温貯蔵や保存、住宅の冷房設備など幅広い活用を検討します。
- 雪を考えるタウンミーティングや、豪雪地の自治体とシンポジウムを開催し情報交換を行います。
- 公共施設にヒートポンプなどの新エネルギーを活用して、地球温暖化要因の排除に努めます。
- 雪国の暮らしと住まいについて研究・活動する機関等と連携し、その成果の周知を図ります。
- 雪処理や雪活用の事業化に向けた取り組みを支援します。
- 雪国マイスターの表彰を通じて、雪との共生における市民活動を発掘・配信し、雪に対する意識の醸成に取り組みます。

第3章

環境基本計画（見直し改訂版）の推進に向けて

市民は ・ ・ ・	●「かまくら」などの伝統行事はもちろんのこと、雪にかかわるイベントや冬季スポーツに積極的に参加し、おおいに雪を楽しみます。 ●よりよい住環境を構築するために、「克雪ボランティア」等に積極的に参加します。 ●雪国に暮らす上でのルールやマナーを守り、安全で快適な冬の暮らしを目指します。 ●「町内会等除雪活動費補助制度」を活用し、地域の除雪活動を進めます。 ●水路や流雪溝の利用による除排雪は、市のルールや地域のルールに従って行い、作業の遅れや水路などから水があふれ出る被害が出ないように注意して行います。 ●除雪作業の障害になる、路上駐車や道路への雪捨てなどの迷惑行為はしません。 ●社員の除排雪ボランティア活動を支援するとともに、事業所としてもボランティア活動に取り組みます。
--------------------	--

環境項目3：歴史・文化環境

① 歴史と文化の保全 ② 景観の保護・活用	
行政は ・ ・ ・	●市固有の歴史と文化について、伝承・保存・調査・記録・展示し、新たな歴史・文化環境を育みます。 ●横手のかまくら行事など、特異な歴史・文化を観光資源として活用します。 ●「横手市環境保全条例」、「横手市山と川のある景観のまちづくり条例」により、環境に配慮した保護・活用を推進します。 ●地域の人材を活用した「ふるさと学習」を展開するため、学習環境づくりと学習メニューの開発を行います。 ●学校教育の自然や文化に関係する学習を支援します。 ●文化財、町並み、自然景観などを結ぶ「歴史・文化散策の道モデルコース」をつくり、市民が気軽に触れられる学習体験ロードとします。 ●景観保護と啓発を目的に、文化財ボランティアや団体の育成を行います。
市民は ・ ・ ・	●身近な地域の歴史・文化を大切にし、次代に伝えるとともに、まちづくりの資源として活かします。 ●郷土芸能や地域行事の保存・継承活動への参加と応援に努めます。 ●伝統芸能等地域のまつりを伝承・継続します。 ●地域の歴史や文化の保全と継承に努めます。 ●景観や自然などに配慮した建築に努めます。 ●「ふるさと学習」など、歴史や文化を学習する機会に参加します。

第3章

環境基本計画（見直し改訂版）の推進に向けて

基本目標Ⅱ：地球にやさしい、資源の循環社会をめざすまち

環境項目1：廃棄物

① 減量化の推進 ② 分別収集・リサイクル ③ 不法投棄対策

行政は

- 市は、事業者としての立場から「横手市役所率先行動計画」に基づき、ごみ減量化に努めます。
- 生ごみの減量化や資源化を推進するため、ごみ処理機（コンポスト容器など）設置費の一部を補助し、家庭用生ごみ処理機の普及を図ります。
- 市報を利用したごみ減量の周知、小学生を対象にした環境学習など啓発活動を行います。
- 最終処分場の適正な埋立て管理に努め、使用可能年数の延長に努めます。
- 市民や事業者によるリサイクル活動を積極的に支援し、エコライフ協力事業所・一般家庭と連携し、市自らも取組を強化します。
- ごみ分別収集の統一と、資源化や適正処分を図るため、処理施設の統合整備に向けた取組を推進します。
- 下水汚泥の減量化を図るため、堆肥や農地への還元、土壌環境に与える影響などについて検討します。
- ごみや資源の分別・回収方法などの情報を提供し、周知します。
- ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設・リサイクルセンターの整備について検討を進めます。
- 環境監視員との連携を高め、不法投棄の未然防止と早期発見の監視・指導を強化します。
- 家電リサイクル法などの周知を図り、不法投棄の防止対策を強化し、「不法投棄ゼロ運動」を展開します。

市民は

- 市が行う分別収集に積極的に取り組み、ごみの減量化、リサイクルに結び付けます。
- 買い物袋を持参し、過剰包装を断ります。
- コンポストを設置し、生ごみの堆肥化や落ち葉の腐葉土化を進め、園芸や家庭菜園などに利用するよう努めます。
- 環境学習に積極的に参加します。
- 家庭で、事業所で環境について話し合い、実践活動を習慣に結びつけます。
- 自主的な環境保護・学習グループに参加・支援します。
- 大量購入、大量消費や使い捨ての生活から、環境に配慮した「もったいない」生活に切り替えます。
- 環境保全活動は家庭からという意識で、日常生活でできることの実践に努めます。
- 地域やグループで行う環境保全活動やボランティア活動に、積極的に参加します。
- 快適な生活を破壊する不法投棄は、「しない」「させない」「許さない」という意識で監視の目を光らせます。
- エコマーク製品など環境にやさしい製品の購入に努めます。
- 再使用容器（リターナブル容器）の購入を心掛けます。

第3章

環境基本計画（見直し改訂版）の推進に向けて

市民は ・ ・ ・	●家庭生活で物を大切に使う工夫やごみを減らす工夫をします。 ●家具や家電機器などは、できるだけ修理・修繕して長く使います。 ●フリーマーケットなどの不用品交換会に参加・協力します。 ●買い物、料理、後片付けなどにおいて、水と空気を汚さず、食材、食べ物、エネルギーを大切に作る行動（エコクッキング）に努めます。 ●まちの美化に努め、自然を守るためのマナーの徹底に努めます。 ●詰め替え製品の普及、簡易包装、量り売り、ばら売りなどを推進し、ごみ減量化につながる生産・販売活動に努めます。 ●長期使用や交換・修理が可能な製品の普及、修理システムの充実に努めます。 ●個々の事業者はもとより、商店街やテナントなどで、生ごみの減量化に取り組みます。 ●消費者や環境に配慮した買い物行動を促すため、買い物袋持参者へのポイント制度などの導入やPR活動を行います。 ●コピー用紙の両面使用や事務用品の再使用を図る工夫をします。 ●長期間使用できる機器を選択し、ごみを出さないように努めます。 ●廃棄物の管理を徹底し、適正処理や建設副産物のリサイクルに努めます。
--------------------	---

環境項目2：資源・エネルギー

① 資源の循環利用 ② 省資源・省エネルギー ③ 新エネルギー	
行政は ・ ・ ・	●ごみ焼却場の統合処理施設の整備に向けて、廃熱を活用した温水供給、発電などの事業の検討を行い、「循環型社会」の形成に向けた取り組みを実行します。 ●バイオマスを活用した生産システムの構築を図ります。 ●市は、事業者としての立場から、「横手市役所率先行動計画」により目標をもって省資源・省エネルギーの取り組みを推進します。 ●太陽光発電など、環境にやさしい新エネルギー（再生エネルギー）の導入と、市民・事業者への導入の支援策を検討します。
市民は ・ ・ ・	●環境に配慮した商品（グリーンマーク、エコマーク、省エネ性マーク、再生紙使用マーク）を使用するよう努めます。 ●ガス、灯油、電気の節約に努め、快適性・利便性を求めるライフスタイルを見直します。 ●環境への負荷の少ない低公害車などの利用に努めます。 ●必要以上の車の利用を控え、燃料の節約と環境にやさしいエコドライブに努めます。 ●自然エネルギーなどの利用による、環境に配慮した建築に努めます。 ●家を建てるなら、高断熱・高気密の「家ごと省エネ」を検討します。 ●事業所活動から排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの抑制に努めます。

第3章

環境基本計画（見直し改訂版）の推進に向けて

環境項目3：水環境

①水資源の保全

②清らかな水の確保

③下水道・浄化槽の普及推進

行政は

- 道路や水路などの整備については、水の涵養機能を高めることを考慮し、関係機関と協議して計画します。
- 市民ボランティアとともに、山地に地域の植生を考慮した広葉樹の植林を推進します。
- 地下水の適正使用と保全について検討し、市民や事業者と連携します。
- 下水道工事や河川改修工事などで、地下水の遮断や水脈の移動が生じないよう工法に配慮します。
- 開発行為にあっては、敷地内に緑や土の空間を確保し、雨水の地下浸透を促すよう指導します。
- 湧水、河川の水質調査を継続し、情報を公開します。
- 水質汚染事故を防ぐための啓発を行い、効率的な事故対応ができるシステムを確立します。
- 河川の水質汚濁原因である汚水や廃水の流入削減や、節水の取り組みについて、啓発と情報提供を行います。
- 河川や池沼など、水辺の浄化運動・清掃作業を支援します。
- 河川の水質改善のため、下水道と浄化槽の普及を推進します。
- 下水道認可区域外における、一般住宅などの浄化槽設置に対する補助事業を継続します。

市民は

- 下水道供用開始区域では、接続期限内に加入し、家庭から出る汚水の河川排水をなくします。
- 浄化槽は定められた維持管理を適切に行います。
- 節水に心掛け、生活排水の抑制や汚水・排水の適正な処理に努めます。
- 水辺の環境を保全する市民運動に積極的に参加するとともに、安らぎの空間としての水辺に親しみます。
- 生活污水や工場汚水などが直接排水路等へ流れないようにします。
- 家の敷地内に緑や土の空間をできるだけ確保し、雨水浸透ますなどの設置により雨水の地下浸透を促すよう努めます。
- 生活排水の抑制を心掛けます。
- 汚水や廃水の適正な処理に努めます。
- 庭の散水、防火用水などに、雨水の有効活用を工夫します。
- 地下水の利用は、飲用と水の再利用について研究し、実践します。

第3章

環境基本計画（見直し改訂版）の推進に向けて

基本目標Ⅲ：命を育む多様な自然の中で、水と緑と人が共生するまち

環境項目1：自然空間の保全と活用

① 森林の保全と活用 ② 農地の保全と活用 ③ 河川の保全と活用

行政は

- 御嶽山のフナ林や保呂羽山、外山、金峰山のフナやユキツバキ群落を活用した自然愛護活動や学習会を開催し、森林に対する意識の醸成を図ることで保護・保全に結び付けます。
- 自然公園を整備・保全し、自然とのふれあいの場として提供します。
- 水源涵養や山地災害防止などの機能を最大限に発揮させるため、森林資源の維持と適切な森林保全を推進します。
- 自然とのふれあいの場や環境教育・環境学習の拠点として、里山の活用を図ります。
- 農業の担い手育成や、農業生産基盤の整備を推進します。
- 地域で生産された農産物を地域で消費する、地産地消の運動を推進します。
- 環境負荷の少ない肥料や農薬の適正使用を推進し、家畜排泄物を利用した堆肥の活用による環境保全型農業の普及を図ります。
- 水資源の涵養機能や保水、土壌浸食防止機能等多面的機能の維持のため、遊休農地・休耕放棄地の有効利用・発生防止を推進します。
- 水生植物が有する水質浄化機能に着目し、水生植生帯の造成を図ることを検討します。
- 自然環境や親水に配慮した水辺空間の整備を図ります。
- 河川の美化について理解や関心を深めるため、啓発活動や清掃・美化活動を行います。

市民は

- 森林浴・森林レクリエーション等の野外活動等により、自然に親しみながら健康増進に努めます。
- 里山や鎮守の森など身近な緑を大切にします。
- 屋敷林の保全に努めます。
- 地域で生産された木材や農産物を優先的に購入します。
- 河川や水辺の環境美化活動に参加し、活用にあつめます。
- 市民農園などを通じて、農地や田園に積極的に接します。
- 開発事業を行う場合には、周辺の自然環境に十分に配慮します。
- 自然環境や生態系に配慮した、造林や維持管理に努めます。
- 農地を良好に保全・継承し、環境保全型農業を積極的に取り入れます。

第3章

環境基本計画（見直し改訂版）の推進に向けて

環境項目2：自然空間の創出

① 里山や樹林地の保護と活用

② 緑化保全活動の推進

行政は

- 巨木や歴史のある樹木を文化財・保存樹として指定し、大切な緑を積極的に守ります。
- 自然公園を中心に、貴重な緑に市民が触れ合うことのできる場を拡大するよう努力します。
- 伐採跡地の更新すべき期間を守ります。
- 民有林「緑の回廊」の設置を検討します。
- 樹林地の開発抑制に努めます。
- 森林病虫害防除に努めます。
- 公共施設や道路について、地域の植生に配慮した積極的な緑化に努めます。
- 市街地に緑の空間を創出するため、緑化推進の仕組みや制度づくりについて検討します。
- 環境保全グループ活動を支援し、緑に関する普及啓発活動を推進します。
- 市民参加による、花と緑があふれるまちづくり事業を実施します。
- 苗木配布、花いっぱい運動の育成を図り、市民の緑化活動を支援します。
- 環境監視員と連携し、緑や環境を守るための活動を強化します。

市民は

- 自然環境の重要性を理解し、自然を守ります。
- 家の庭や周辺環境の緑化に努めます。
- 身近な鎮守の森と親しみ、樹木を守る市民活動につなげていきます。
- 景観や防災のため、できるだけブロック塀で囲わず、生垣の設置や植樹など緑化を心掛けます。
- 自然観察会や講座、植樹などの緑を育てる地域活動に参加し、自然への正しい知識や関心を高めます。
- 緑を育む活動に、ボランティアとして積極的に参加します。
- 自然環境の実態調査や情報の提供に協力します。
- 一人ひとりが、里山や林地などへの不法投棄やポイ捨て行為を見逃さない、地域環境監視員となります。
- 子供たちの遊びや自然体験・学習の場として、自然公園を積極的に活用します。
- できる限り既存の樹木を活用した建築工事などにより、自然環境に配慮した事業活動に努め、失われた緑は再生するように努めます。
- 宅地開発などの際は、美観・保健・防災などを目的に緑地帯（グリーンベルト）を設けます。
- 里山などの自然や緑を守る市民運動を理解し、協力・参加します。
- 敷地内や周辺環境の緑化に努め、市民が自由に親しめる空間として開放します。
- 事業者が持つ専門分野を地域活動に提供し、緑化活動を支援します。

第3章

環境基本計画（見直し改訂版）の推進に向けて

環境項目3：生物の多様性

① 生物多様性の保全 ② 生息環境の保護	
行政は ・ ・ ・	●破壊された土地や生物の回復を目的に、ビオトープ作りを推進します。 ●公園や水辺、公共施設の整備は、生態系に配慮して計画を進めます。 ●御嶽山、保呂羽山、外山、金峰山など、数少ない自然植生の保護に努めます。 ●病害虫の防除について、継続して検討します。 ●希少動植物を保護するため、専門家の意見を聞きながら保護活動に結びつけます。 ●市民いこいの森や里山の樹林地を保全し、緑地の保全に努めます。 ●河川改修は、自然の地形や生態系に考慮して行うよう働きかけます。
市民は ・ ・ ・	●自然環境の重要性を理解し、自然を守ります。 ●生物の生息場所移動や、外来生物、ペットを自然の中に放すことはやめます。 ●希少動植物の購入・捕獲を避け、保護の取り組みに参加します。 ●子供たちと自然環境や動植物に触れ、命の大切さをともに学びます。 ●農薬の多用は避けます。 ●自然環境に配慮した事業活動や保全活動に参加・協力します。 ●建物を建設する際は、立地、資材、工法、色彩、照明、排水、換気など自然環境に配慮した計画から進めます。 ●環境保護を前提とし、工事などによって失われた自然を補償する、環境復元に努めます。



白藤清水自然公園（平鹿）

第3章

環境基本計画（見直し改訂版）の推進に向けて

基本目標Ⅳ：市民みんなでつくる、人と環境にやさしいまち

環境項目1：環境教育・環境学習

① 環境情報の提供 ② 学習・活動の場の提供 ③ 人材の育成

行政は

- 騒音、大気、水環境などの状況について、わかりやすく情報を提供します。
- 個別のニーズに応じた情報を提供します。
- ごみ処理施設などの見学を継続して受け入れます。
- 学校で行う環境学習に、資料や人材を提供します。
- 環境活動に顕著な功績があった個人や団体を、環境保全条例により表彰し、その活動内容を紹介します。
- 効率的な環境学習のあり方を検討し、学習プログラムを整備します。
- 児童生徒の学習や研究資料である社会副読本などへの資料提供を行います。
- 子供から大人までを対象にした環境教育・環境教室を実施し、市民の環境学習活動を支援します。
- 市民からの環境出前講座要請を積極的に受け入れ、内容の充実を図ります。
- 市民、学校、企業などと協働・連携による環境教育を推進します。
- 生涯学習の場で、環境教育に関連した講座などを開催します。
- 人と自然が共生する緑地などの野外学習施設を整備します。
- 市民や企業に呼びかけ、環境リーダーの人材登録制度を確立します。
- 自主的な市民活動を支援し、地域の環境リーダーを育成します。
- 環境学習の場を環境リーダー育成の機会ととらえ、継続的な学習機会の提供に努めます。

市民は

- 環境に関する情報を収集し、理解と実践に結び付けます。
- 環境学習に積極的に参加します。
- 家庭で環境について話し合い、実践行動を習慣に結び付けます。
- 自主的な環境保護・学習グループに参加・支援します。
- 自然環境や動植物に触れ、体験活動から環境問題や自然の重要性、自然を守るマナーを考えます。
- 職場における環境教育に努めます。
- 社員に環境学習の場へ積極的に参加するよう働きかけます。
- 環境学習情報を市民に提供し、学習を支援する人材の派遣に努めます。
- 環境保護活動を通して得られた情報やノウハウを公開します。

第3章

環境基本計画（見直し改訂版）の推進に向けて

環境項目2：環境保全活動

① 環境保全活動への支援 ② 環境保全活動の連携	
行政は ・ ・ ・	●パンフレットや市報、インターネットなどを通じて、情報提供や啓発を行います。 ●市民、事業者、団体、市が行う活動などについて、互いに支援し合える機会をつくり、活動の拡大を図ります。 ●市民が主体となった環境保全活動を展開するため、ボランティア活動に対して支援します。 ●市民、事業者、団体、市が連携を図りながら、環境保全活動に取り組む仕組みをつくり、環境情報やネットワーク化を進めます。 ●市民、事業者、団体、市それぞれが持つ特徴や得意分野・手法を生かした活動の連携と実践を図ります。 ●市民、事業者、団体、市それぞれの役割分担を明確にし、提案や意見を尊重しながら連携できるシステムをつくりま。
市民は ・ ・ ・	●環境保全活動は家庭からという意識で、まずは日常生活でできることの実践に努めます。 ●地域やグループで行う環境保全活動やボランティア活動に、積極的に参加します。 ●事業所での環境保全活動の実践に努めます。 ●リサイクルや公害など、環境保全に結びつく情報提供やPR活動を展開します。

環境項目3：市の率先行動

① 市の率先行動（温暖化防止実行計画を含む）	
行政は ・ ・ ・	●市の施設・事業所から出る可燃ごみの削減を図ります。 ●市の施設・事業所から出る一般廃棄物の再資源化を図ります。 ●イベントや会議などから出る廃棄物の減量、分別収集を徹底します。 ●環境負荷の少ない製品の購入や使用を進めます。 ●庁舎で利用するエネルギーの使用抑制と有効利用を図り、温室効果ガスの排出量を削減します。 ●公用車の温室効果ガス排出量を減らします。 ●緑化、雨水利用、省資源・省エネルギー、利克雪、文化財の活用など、環境に配慮を取り入れた公共施設の整備を行います。 ●エコオフィス推進運動を職場単位で展開します。 ●他自治体や関係機関と連携し、環境に関する情報を交換するとともに、協力体制を築きます。 ●市の率先行動を評価するための環境管理システムを確立し、評価・点検、市民への公表を行います。

第3章

環境基本計画（見直し改訂版）の推進に向けて

第2節 指標一覧

1 指標設定の考え方

改定版において推進すべき取り組みについては、市の最上位計画である横手市総合計画後期基本計画の実現に向けて実行できるよう、総合計画の指標を目標とします。なお、総合計画後期基本計画の指標は、平成22年度に見直しを行い、より施策の進捗状況を計れるように見直ししております。（改定前の計画の見直しについては、第1章第2節6～26ページ参照）

2 まちづくり指標一覧

基本目標1 安全な環境を保ち、快適に生活できるまち

環境項目1：大気環境

施策の方向性	横手市総合計画後期基本計画「まちづくり指標」名	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
①地球温暖化の防止	市役所の温室効果ガス排出量の削減 (省エネ法定期報告書の報告値)	37,397 (単位:t-CO2)	7%削減 (H21年度と比較)
②監視体制の整備	公共交通機関の整備に不満を感じている人の割合 (まちづくりに関するアンケート調査)	24.3%	20%以下
③発生源対策の充実	横手駅乗員人員 (東日本旅客鉄道㈱秋田支社)	535,546人	550,000人

環境項目2：克雪・親雪・利雪

施策の方向性	横手市総合計画後期基本計画「まちづくり指標」名	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
①雪に強いまちづくり ・・・克雪 ②雪と遊ぶ・・・親雪 ③雪と暮らす・・・利雪	雪冷房システム導入施設	2施設	3施設
	「雪国マイスター」表彰団体	13団体	18団体
	ボランティア団体数	1団体	3団体
	都市計画道路の整備率	57.2%	58%
	幹線市道の改良率	97.56%	98%
	橋梁点検の実施 (橋長2m以上15m未満 1,133橋)	0%	30%
	道路除雪に関する苦情件数	592件	300件
	道路の市民サポーター数	11団体	15団体
	除雪活動団体数	320団体	340団体

第3章

環境基本計画（見直し改訂版）の推進に向けて

環境項目3：歴史・文化環境

施策の方向性	横手市総合計画後期基本計画「まちづくり指標」名	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
①歴史と文化の保全 ②景観の保護・活用	天然記念物の養生実施回数	2件	12件（累積）
	指定文化財件数（国・県・市登録）	242件	247件
	指定文化財標柱の更新数	延べ23カ所	延べ40カ所
	シンポジウム・公開講座等参加人数	450人	800人
	既存博物館類似施設・郷土資料収蔵施設の集約	15施設	12施設
	郷土の史跡・文化財探訪コース （市文化財保護協会連絡協議会への委託事業）	20コース	35コース
	市内主要城柵城館遺跡範囲確認調査	試掘6カ所	試掘10カ所
	後三年合戦（役）関連史跡の文化財指定	1遺跡	3遺跡
	現地説明会の開催	5回	11回
	景観計画区域	0区域	1区域

基本目標Ⅱ 地球にやさしい資源の循環社会をめざすまち

環境項目1：廃棄物

施策の方向性	横手市総合計画後期基本計画「まちづくり指標」名	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
①減量化の推進	環境保全センターの可燃物焼却処理量の削減 （平成18年度の排出量に比較して）	2.3%削減	8%削減
	1日一人当たりのごみ排出量の削減 （1.5%削減）	885g	872g
	ごみの資源化率の向上	17.5%	18.0%
②分別収集・リサイクル	ペットボトル及びその他廃プラスチックの資源化 （一般廃棄物処理基本計画）	370t	400t
③不法投棄対策	環境保全センター施設見学	28団体 802人	30団体 850人
	廃棄物処理施設の統合	3施設	1施設
	不法投棄件数の削減	49件	25件以下

第3章

環境基本計画（見直し改訂版）の推進に向けて

環境項目2：資源・エネルギー

施策の方向性	横手市総合計画後期基本計画「まちづくり指標」名	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
①資源の循環利用 ②省資源・省エネルギー ③新エネルギー	廃棄物系バイオマス利用率	83%	90%
	未利用系バイオマス利用率	16%	30%

環境項目3：水環境

施策の方向性	横手市総合計画後期基本計画「まちづくり指標」名	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
①水資源の保全 ②清らかな水の確保 ③下水道・浄化槽の普及推進	水道普及率	80.6%	84.2%
	上水道の整備における満足度 (まちづくりアンケート調査)	83.1%	85.0%
	河川等クリーンアップ参加者数(年間)	6,278人	7,000人
	下水道等普及率(生活排水処理施設)	67.7%	78.7%
	水洗化率(生活排水処理施設)	71.4%	78.7%
	生活排水処理率	48.3%	69.8%

基本目標Ⅲ 命を育む多様な自然の中で、水と緑と人が共生するまち

環境項目 1. 自然空間の保全と活用

施策の方向性	横手市総合計画後期基本計画「まちづくり指標」名	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
①森林の保全と活用 ②農地の保全と活用 ③河川の保全と活用	里山保全ボランティア活動実施箇所数	1カ所	3カ所
	市民植樹活動件数(累計)	23カ所	30カ所
	間伐等必要面積	9,446ha	7,000ha以下
	ほ場整備率(30a以上)	76.4% (11,708ha)	77.1% (11,827ha)
	農地・水・農村環境保全向上活動実施面積率	58%	60%
	認定農業者数	1,415経営体	1,450経営体
	集落営農組織数	54組織	70組織

第3章

環境基本計画（見直し改訂版）の推進に向けて

施 策 の 方 向 性	横手市総合計画後期基本計画「まちづくり指標」名	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
①森林の保全と活用 ②農地の保全と活用 ③河川の保全と活用	農業法人数	65団体	80団体
	農産物給食供給率	24%	30%
	公共下水道（雨水）排水計画策定済率	13.8%	18.9%
	特定用途制限地域	0種類	4種類

環境項目 2. 自然空間の創出

施 策 の 方 向 性	横手市総合計画後期基本計画「まちづくり指標」名	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
①里山や樹林地の保護と活用 ②緑化保全活動の推進	天然記念物の養生実施回数	2件	12件（累積）
	里山保全ボランティア活動実施箇所数	1カ所	3カ所
	市民植樹活動件数（累計）	23カ所	30カ所
	保全松林の保護面積	342ha	342haの保護
	間伐等必要面積	9,446ha	7,000ha以下
	都市計画公園整備率	40.4%	45%
	公園・広場等における市民サポーター数	24団体	40団体

環境項目 3. 生物の多様性

施 策 の 方 向 性	横手市総合計画後期基本計画「まちづくり指標」名	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
①生物多様性の保全 ②生息環境の保護	農地・水・農村環境保全向上活動実施面積率	58%	60%

第3章

環境基本計画（見直し改訂版）の推進に向けて

基本目標Ⅳ 市民みんなでつくる、人と環境にやさしいまち

環境項目 1. 環境教育・環境学習

施策の方向性	横手市総合計画後期基本計画「まちづくり指標」名	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
①環境情報の提供 ②学習・活動の場の提供 ③人材の育成	生涯学習課のホームページ閲覧件数（年間）	5,446件	6,000件
	学校支援ボランティア登録者数（年間）	651人	1,000人
	社会教育施設利用人数	557,511人	570,000人
	人口1,000人当たりの公民館講座等の受講者数	259人	270人
	学びバンク登録者数及び登録団体数	112人 136団体	200人 200団体
	施設情報検索システムへのアクセス数（年間）	123件	1,000件
	環境保全センター施設見学	28団体 802人	30団体 850人

環境項目 2. 環境保全活動

施策の方向性	横手市総合計画後期基本計画「まちづくり指標」名	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
①環境保全活動への支援	環境ISO14001の取得事業所及び団体	18団体	40団体
	エコライフ協力町内会 エコライフ協力事業所	87団体	150団体
②環境保全活動の連携	クリーンアップ参加者数（年間）	25,540人	30,000人

環境項目 3. 市の率先行動

施策の方向性	横手市総合計画後期基本計画「まちづくり指標」名	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
①市の率先行動	市役所の温室効果ガス排出量の削減 (省エネ法定期報告書の報告値)	37,397 (単位: t-CO ₂)	7%削減 (H21年度と比較)